

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 四 号

平成九年五月二十二日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 石橋 大吉君

理事 原田 義昭君

理事 松下 忠洋君

理事 久保 哲司君

理事 小平 忠正君

理事 石破 茂君

理事 大島 理森君

理事 金田 英行君

理事 瓦 力君

理事 熊谷 市雄君

理事 実川 幸夫君

理事 丹羽 雄哉君

理事 御法川 英文君

理事 茂木 敏充君

理事 井上 喜一君

理事 木崎 弘道君

理事 城島 正光君

理事 仲村 正治君

理事 安住 淳君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 北沢 清功君

理事 堀込 征雄君

出席國務大臣

農林水産大臣 藤本 孝雄君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 英隆君

農林水産省構造改善局長 山本 徹君

農林水産省農産園芸局長 高木 賢君

農林水産省畜産局長 中須 勇雄君

委員外の出席者

農林水産省食品流通局長 本田 浩次君

農林水産技術会議事務局長 三輪 泰太郎君

食糧庁長官 高木 勇樹君

農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

五月二十二日

辞任

野呂田芳成君

村岡 兼造君

安住 淳君

前島 秀行君

同日

大野 松茂君

松茂君

敏充君

直人君

北沢 清功君

前島 秀行君

補欠選任

大野 松茂君

松茂君

敏充君

直人君

北沢 清功君

前島 秀行君

補欠選任

大野 松茂君

松茂君

敏充君

直人君

北沢 清功君

前島 秀行君

補欠選任

大野 松茂君

松茂君

本日の会議に付した案件

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案内閣提出第五十一号(参議院送付)

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案内閣提出第五十二号(参議院送付)

○石橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案及び内閣提出、参議院送付、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本有二君。

○山本(有)委員 大臣におかれましては、連日御苦労さまでございます。特に、公共事業悪玉論、最近とみに厳しいものがございます。その中にありまして、日本の農業が誤ることのないように、ぜひ、事業の推進、UR対策、中山間の支援、よろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、蘭糸、蚕糸の法律の改正でございますが、私は、実は自分の娘、長女に「まゆ」という名前をつけました。そのゆえんは、日本の古来から、しきの御旗とか錦秋の候とか申しますが、にしきすなわち絹、身も心もきれいな絹のようにやがては育つてほしい、こういう思いを込めまして「まゆ」という名前をつけたわけでございまして、したがって、私は、日本の伝統の絹織物、これが廃れていくということに對しましてはひとしおの思いがございます。その意味におきまして、ぜひ、この改正によりまして、なお一層日本の桑畑が存続し、また絹織物がなお興隆していくということをお願いさせていただきたいと思う次第でございます。

さて、養蚕業等々は、まさに日本の中山間を支える、あるいはもつと極端に申し上げれば、日本の農業の屋台骨、どこへ行きましても日本は農業が盛んである、こういうことに對しまして下支えになっておったように思います。

日本の全国土、その六六・六六が森林でございまして、また、過疎地域、過疎の面積は四八・四四。その人口はわずか六・四四でありますから、いよいよ中山間、過疎地域は疲弊しつつございます。それに拍車がかかっているのが、いわば絹糸づくりの養蚕農家が減っている、こういうことでございますが、この原因は、とりもなおさず、いわば農産物輸入の影響でございます。そして、輸入によりまして価格が低下し、それによって採算の合わない、効率の悪い中山間の農業が打撃を受ける、そして、打撃を受けることによって中山間に人がいなくなるというふうな因果の連鎖があるわけでございます。この因果の連鎖をどこかで断ち切らなければ、ますます日本の農業は非常に重苦しい雰囲気から脱却できない、こういうわけでございます。

さて、現在、財政再建のもと、先ほど申し上げましたように、効率の悪いものは事業をどんどん削減していくという傾向にございます。今後、中山間農業に對する財政支援、こういうものがますます必要だと思っておりますけれども、世の中は逆風でございます。そこで、中山間に對する支援策、今後どうあるべきか、どうお考えでございますか、大臣にお伺いいたします。

○藤本國務大臣 中山間地域の農業の重要性につきましては、委員、地元の事情もよく御承知の上で御質問をされたと思いますが、私も、今後の日本の農業の基本的な課題の一つに、中山間地域の農業をいかに振興を図っていくか、この問題は極めて重要な問題だと思っております。今後、我々が

今取り組んでおります新しい農業基本法の改定の中の非常に大きな問題として、中山間地域の農業の振興、こういう問題について我々も大きな問題としての認識を持っております。

先ほど言われましたように、農家数、耕地面積、また農業生産額、いずれをとりましても全農業の四割を占めている、極めて大きな立場であることは申し上げるまでもありません。ただ、この地域が条件的には極めて厳しい条件にあるということもおわかりのとおりでございます。そういう厳しい条件の中で中山間地域の農業を振興することに、また地域のいろいろな問題や、都市との格差を解消することにより、ここに定住を図り、また自然環境の保全、国土保全という問題についても大きな役割を果たしていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

なかなか財政状況が厳しい中でございますけれども、今申し上げましたような、中山間地域に住む方々の、国土保全であるとか自然環境保全であるとか、また農業全体の中の四割を占める地域の農業の振興のために果たしている役割につきまして、国民の皆様方の御理解を得た上で、今後、例えて言えば、デカップリングの問題等を含めてこれから対応していくという、そういうことも念頭に置きながら十分に我々としても取り組んでいきたいと思っております。

○山本(有)委員 ますます元氣を出して、中山間支援に取り組んでいただきたいと思っております。

さて、ことしの三月、本制度のもとにおいて最後の繭糸の価格が決定されたわけでございまして、三月と申しますと、この法案の改正準備も並行的にされておったわけでございます。そう考えましたときに、本制度下における最後の決定でございますが、いかなる方針を持っていかにかに決定したかということをお伺いさせていただきます。

その後、もう時間がありませんので、あと三つ質問を一緒にさせていただきますが、今後、国境調整措置だけで価格の安定が十分図られるという

ことになるのかどうか、非常に疑問が残るわけでありますが、それはいかがか。

さらに次の質問は、価格安定帯が廃止された後、四者合意に基づく取引指導額が維持される保証が一体あるのかどうか。四者の皆さん、必ずしもそうでないと思いますが。

それから最後の質問で、安定基準価格をもとに算定される基準繭糸が示されなくなったならば、製糸業者が支払う額はどうか。決定されるのか、それをお伺いいたします。

○高木(豊)政府委員 順次お答えをいたします。まず、本年三月の価格決定、いかなる方針のもとにどのような内容になったかというお尋ねでございます。

平成九年度の繭糸価格につきましては、去る三月十九日に蚕糸業振興審議会の答申を受けて決定をいたしました。

この決定に当たりましては、関係方面のさまざまな御意見を踏まえまして、蚕糸、絹業の一体となった発展を図る、こういう観点に立ちまして、まず養蚕農家の手取りになります取引指導額につきましては、養蚕農家の経営安定を図ることから決めております。それから安定基準価格と安定上位価格につきましては、生糸価格が低落傾向を示す中で取引指導額の確実な実現を図るということ、もう一つは生糸の内外価格差のものとでの絹業の経営安定にも配慮する、こういう観点でございます。三つ目に、基準繭糸につきましては、製糸業者の合理的な製糸加工費を確保して製糸業の経営安定を図る、こういう考え方に立ちましてそれぞれ決定をいたしました。

内容は、取引指導額が千五百十八円、前年度と同様でございます。安定基準価格五千五百円、安定上位価格八千七百円、それぞれ前年度から五百円引き下げということでございます。基準繭糸は五百円、前年度から九十二円の引き下げということでございます。

それから次に、国境調整措置だけで生糸価格の安定は図られるのかというお尋ねでございます。現行の繭糸価格安定制度は、御案内のように二つの柱から成っております。一つは、安定価格帯制度の設定とこれに伴う国産糸の売買操作でございます。もう一つは、生糸の実需者輸入制度でございます。この二つの措置で生糸の価格安定を図るという仕組みになっております。

しかしながら、近年、生糸需要が減少いたしました。また、生糸の輸入価格も低下をいたしました。国産生糸の価格は長期的には低下傾向にございます。したがって、制度が予定してございました、高騰のときもあれば下落のときもある、こういった循環的な価格変動が期待できないという状態になりました。国産糸の売買操作の措置が効果的に機能しにくくなっているという状況にございます。

それから一方では、海外からのまさに輸入糸の割合が、例えば昭和六十年、一割にすぎなかったものが、平成九年度では五五％というふうに輸入糸の割合がふえておりまして、生糸の実需者輸入制度の役割が重要性を増しておる、こういう状況でございます。

したがって、需給と価格の安定の基本的な対策というものは、生糸の実需者輸入制度を効果的に運用するということがポイントであろうと思っております。

具体的には、生糸の実需者輸入制度につきましては生糸需給の均衡を失うことがないように運用しようということが法定化をされております。今回の法案でもそれを引き継いでおります。したがって、この実需者輸入の割り当て数量につきまして、これまで年間を通じて一本であったものを、運用として四半期ごとに、需給・価格の動向に応じて弾力的に調整するということで生糸の価格の安定を図っていく考えでございます。

なお、需給調整措置といたしましては、これに加えて製糸業者が行う調整保管への助成などの措置も講じまして、これらの措置も必要に応じて活用して、生糸の価格と需給の安定を図っていく

考えてございます。

それから三番目のお尋ねは、価格安定帯が廃止された後、四者合意に基づく取引指導額が維持される保証はあるのかということでございます。

取引指導額の仕組みは、御案内のように、養蚕、製糸、絹業、流通、この四者の合意によりまして平成六年度に導入されました。それ以来今まで、関係者の合意を得て長く定着をしております。養蚕農家は、取引指導額の基礎の上で生産に取り組みまして、さらには品質の向上努力によりましてこれを上回る水準での繭代の支払いを受けております。

農林水産省といたしましては、これまで生糸価格の安定を通じて一定の製糸の支払い繭代を確保する、これを基本としながら、さらには輸入糸調整金を活用した事業団交付金の交付事業、さらには国費による繭安定供給体制整備事業の実施を通じて、取引指導額の実現を図るということでも万全を期してきたところでございます。

今回の法改正で安定価格帯制度は廃止されるということになりますけれども、取引指導額での農家手取りを確保する、そして養蚕業の経営安定を図る、これは「養蚕業の経営の安定」ということは特に法律の目的にも明記してございまして、引き続き蚕糸行政の基本であるというふうに考えております。

したがって、改正法の施行に当たりましては、関係者とも十分協議する必要があると思っております。取引指導額の運用ルールなどにつきましては、これは要綱などの形で明確化をいたしまして、この仕組みを維持していくと考えてございます。

それから、新しい制度におきましての製糸業者が支払う額はどのように決めることになるのかというお尋ねでございます。

これは、養蚕業の経営安定という目的のもとに生糸の輸入調整措置の運用などが行われるわけでございますが、これはやはり一定の目安がなければいけないだろうということで、輸入量の増減調

整を行うための価格指標を設定するということが第一点でございます。生糸の価格指標を基礎にいたしまして、製糸業者が加工に要する費用、これは合理的に幾らかかるかということをお案をいたしまして製糸業者が支払うべき額を算定する、こういう今と基本的な同一の方法によって製糸が支払うべき額の算定をするという、こういう考え方でおるわけでございます。このような運用のルールにつきましては、先ほど申し上げましたように、要綱などの形で明確化をいたしたい、このように考えております。

○山本(有)委員 どうもありがとうございます。さ、ぜひ、養蚕農家がお元気で頑張れる、そういう体制を今後とも努力をいただきたいと思っております。

さて、いよいよ農畜産業振興事業団、これが一つの役割を、蚕糸部門の役割を解かれるわけでございます。いわば現在の行政改革、冗費削減、こういったものに即する一つの合理化策ではないかということが言えようかと思っております。

そういう意味で、事業団の合理化策、一体どういふものがあるのか、そして職員の削減、人員配置、こういったものの計画についてお伺いいたします。

○高木(賢)政府委員 農畜産業振興事業団につきましては、この今御提案申し上げております法律によりまして、国産糸売買操作業務の廃止、これによって業務量が縮小いたしますが、これに伴いまして、平成九年度から平成十一年度の間に蚕糸部門の大幅な合理化を図ることになっております。

具体的には、八年度の蚕糸部門の人員が三十人ということでございますが、今年度、九年度にまずその三割に当たる九人を減らしまして、二十一人ということでございます。その後、十年度、十一年度の二年間をかけた上でさらに定員削減を進めまして、平成十二年度には定員を六人程度にするということをご予定いたしております。

ただし、その際には雇用の安定に十分配慮をいたします。

たしまして、事業団の畜産・砂糖部門への振りかえなどの措置を講じてこれを実施するという考えでございます。

○山本(有)委員 ありがとうございます。中山間について関連した質問を最後にさせていだきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、いわば効率の悪い農業生産でありますから、輸入品目によって、ひとたまりもない、そういう作物もございいます。

その中の一つにショウガがございいます。このショウガは、私の選挙区だけで全国シェアの五七％ございいます。高知県の西部、特に窪川町、土佐市、こういったところで五七％、残りは熊本が一六％のシェアでございいます。こういう大変特徴的な、一部で生産されておりますショウガ、それが危機に瀕しております。

平成七年の状況でございますが、輸入量は平成二年以降一貫して増加して、平成七年には三万六千二百トン、こういったことで、かつての、平成二年の八・三倍の輸入量と、急激に輸入が増加したということが一つ。輸入品の国内市場占有率も、平成二年の七・五％が平成七年には五二・三％、いよいよ半分を超えた、輸入がもう国内生産を上回ったことになった。国産品の卸売価格は、輸入が急増した六年は前年に比べ三四・三％低下。さらに、作付面積は輸入の増加とともに減少傾向、特に七年は、前年の卸売価格の急落を反映して二七・七％の減少。さらに、農家所得は六年には赤字になった。もうショウガ農家はさんでございまして。

私の選挙区を回りますと、もうショウガでは食えない、中国は本場に我々の敵だというようなことまで言っております。(「ニンニクもだ」と呼ぶ者あり)青森のニンニクもありましたが、そこで、農林省にいよいよ立ち上がったもらいました。昨年の秋、藤本農林大臣の指令のもと、局長も頑張るし、また二本審議官あるいは課長さんも、中国へ行ってもらって一生懸命二国間交渉

をやっていた。そのことによっていよいよ輸出にブレーキがかかった。私は、これは日本農業の輝かしい、農林省の大きな白星、これで本場所、次は横綱というくらい頑張っておられたというような、そんな、私は非常に助かったという思いでございまして。

私はもう農家の人たちに本当に感謝されました、私がやったことのように言われるとますます農林省の人たちに感謝であります。ぜひ今度、藤本農林大臣におかれましては高知県のショウガ農家の実情調査にも来ていただきたい、こういねがうわけでございますが、しかし、ここまでやっていただいたことを、いわば画竜点睛を欠かないように、二国間交渉でつくり上げたものをさらに実効あらしめていただきたい、こう願うわけでございます。

そこで、本場に去年、おとしまでは価格が暴落しておりましたが、現在の価格そして今後の価格の推移を今教えてもらいたいというように思いますが、それに伴いまして、作付実態、これが一番大事でございまして、この作付のことを教えてください。

それから、もう時間もありませんので、次に輸出管理体制、これを中国の方につくっていただいたわけでございますが、数値目標を示していただいたかどうか。ここあたり、願わくは二万トン以下というような数値目標があれば、我々も、作付の農家の方も安心するわけでございますが、そういう数値目標があるのかどうか。

さらには、今後、国内のショウガ農家の足腰を十分鍛えて海外に対処しなければならぬわけでありまして、基盤整備がその意味では重要でございます。最近の基盤整備、しかられております。特に、私有財産に金を使うなんというのを新聞で言ったりするわけでありまして、その実情と今後、これをお教えいただきたいと思っております。

○本田政府委員 ショウガの関係の御質問でございますけれども、価格の見通しの点とそれから輸出入管理体制、輸入管理体制の問題について、最初

の二間について私からお答えさせていただきます。

まず、ショウガの価格の動きでございますけれども、先生御指摘のとおり、平成六年には大幅に下落してきたわけでございますけれども、昨年の五月以降は国産品の卸売価格は、キロ五百円を超える高い水準で推移しておりますところでございます。

平成九年の作付につきましては、先生御案内のとおり、作付は四月から五月上旬にかけて行われているわけでございますけれども、高知県、熊本県などの主産県からの聞き取りによりますと、最近におきます国産価格の高値もございまして、増加に転じているというふうに見込んでおりますところでございます。

今後の価格の見通しでございますけれども、今後の価格の見通しにつきましては、中国側も大幅に増産したという情報もありまして、予断を許さない状況にございまして、この後で御説明いたします中国側の輸出の自主管理措置の適切な実行に期待をしておりますところでございます。

それから、第二点目の中国の輸出管理体制の問題でございますが、本年一月のニンニクとショウガの輸入に関する我が国との協議の結果を踏まえまして、中国側では、ショウガにつきましては、本年五月から輸出入商會によりまして輸出価格事前審査制度を実施しているところでございます。

この制度は、中国政府の委託を受けまして、対外貿易経済合作部の関係団体、聞くとところによりまして日本の特殊法人のようなものでございまして、中国食品土畜輸出入商會という団体がございます。そこで事前に輸出価格の審査を行います。この審査を受けたものでなければ通関できないという制度でございます。この制度によりまして一定価格以下のものは輸出できないことになるというところでございます。

また、日本側といたしまして、中国側の自主管理措置の実施状況を確認するために、輸入貿易管理令に基づきまして、六月一日から輸入業者に

対し、輸入数量、価格、輸出者名などを報告させることにしております。

農林水産省といたしましては、このような措置の実施によりまして安定的な輸入が行われることを期待しているところでございます。

それから、シヨウガの輸出数量についてでございますけれども、数量を具体的に明確に数字で示すということはなかなか難しいでございますけれども、この日中間の協議によって合意を見ました両国間のシヨウガその他、野菜の需給に関する定期協議の場におきまして、シヨウガの需給状況について緊密に話し合いを行うことによりましてその見通しを明確にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○高木(農)政府委員 シヨウガの産地対策についてでございます。

これまで、単収の増加を図るといふ観点から有機物の供給施設などの生産基盤の整備、それから、省力化を図るといふ観点から機械化などの新技術の普及、それから、消費啓発ということでも展示会の開催などを行ってまいりました。

さらに、平成九年度におきましては、シヨウガをめぐる事情にかんがみまして、特別対策ということでシヨウガの産地基盤の整備強化対策ということを講ずることといたしました。

その中身は幾つかありますが、中国産に少ない大シヨウガの割合を増加させるということで輸入品との差別化を図るとともに、収量を一層増加させるということで、大型タンクを持ちます機動的なかん水施設の整備を図るのが第一点でございます。

第二点は、収量の増加と品質の向上につながる優良種苗の生産、増殖体制を確立することということで、種苗の貯蔵施設の整備を進めることにいたしております。

それから三番目には、収穫作業をより効率化するために作業機の改良を進めるといふことで、特別対策を講ずることとしていただいております。

今後とも、この特別対策を実施いたしまして、国内シヨウガ産地の生産体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○山本(有)委員 農本農林大臣に對しまして、今後とも国内シヨウガを守るといふ姿勢で、そしてまた、養蚕農家のようにならないためにも、しっかりとした農村基盤をつくっていただきたいというのを御要望申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○石橋委員長 次に、久保哲司君。

○久保委員 新進党の久保哲司でございます。

農本農林水産大臣並びに関係者に、今回提案された蘭系価格安定法の一部を改正する法律案並びに製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案について御質問をさせていただきます。

この二法の今回の改正というのは、ある意味で、時代の要請といった観点からも当然のことかなという感じがするわけでございますけれども、そんな中で、御承知のように、この蘭系、蘭あるいは生糸、また、それによって生産される絹というものが我が国の中でどういう役割を果たしてきたのか、そんなことを考えましたときに、ある種の寂しさを感じざるを得ないような部分もござい

ます。明治以降、昭和初期に至るまで、我が国の輸出産業の花形として、言うならば、外貨の獲得あるいは経済の発展に寄与してきた、その最先端が生糸であり絹製品であったわけであります。日本は、いろいろな産業分野において、みずから生産をしまさずから輸出をするといった部分は非常に少ないわけでありまして、そんな中で、ある意味ではこれが突出をしてそういった役割を担ってきた、そんな分野であります。

もちろん、明治以降、昭和初期に至る中で、日本がいわゆる富国強兵、あるいは西欧諸国に追いつき追い越せといふことでやってきた一面があったことも否めませんし、その背景には、言うならば、かつて映画にもなりました女工哀史とい

すか、女工さんの悲しい歴史、そういったことが隠されておったこともあるのだらうと思ひます。しかし、いざいししろ、ある種、日本の農業の花形、また輸出産業の花形としてやってきたこの歴史が、太平洋戦争の勃発と同時に、いわば販路を喪失し、また食糧確保のために桑畑がどんどんつぶされていった、その結果、非常に悲しいというか、残酷な運命をたどらざるを得ない状況になりました。さりとて、戦後、戦争が終わったわけでありまして、それでは、日本がすぐに手をつけられる産業があったのかといえば、決してそれはなかった。したがって、戦後、再びその夢をというようなことも含めて、もう一度その疲弊の中から立ち上がって、輸出農産物の中の王座を占めるに至ったわけであります。しかし、その後、昭和三十七年から貿易自由化されたその最初の品目でもあったわけでございまして、どんどん衰退の一途をたどってまいりました。

今思い出しますと、私なんか、昭和三十年代前半、小学生から中学生時分、友達とよく遊んだのは、蚕を買ってきて、それで、家の周りに自生している桑をとってきて、ぬれておいたら蚕死にやるといふわけで、一生懸命ふいて乾かして、それで、小さい箱に、蚕が何匹か入ったとすると、こころへ葉っぱをほうり込む。最後まで見届けるといふのはまずなかった。最後は結構大きくなつて糸を吐き出して、繭の形ができ上がってくる。うつつと中でまだ蚕が一生懸命糸を吐いているのが見えていて、そのぐらいいなつたら、もう遊びは通り越して、後はどないなつたか知らぬという、こんな状態で遊んだことも覚えております。

今はまさに、関東に主流があつて、一部東北等にもありますけれども、まさに関西の方ではまるで見ることのない産業になつたのかと思ひます。が、当時我々が、子供すらそういうことをやっておつたといふことを考えますと、まさに日本の産業だったのかと懐かしく思ひ出すような次第であります。しかし、近年は、中国あるいはブラジ

ルといったところの外国産に押されて日本産はどんどん衰退をしており、こんな状況でございます。

そこで、まず最初、冒頭農本大臣にお伺いをいたしたいのですが、蘭系価格安定法そのものが、今日まで十回にわたる改定を繰り返して今日に至つたわけでございますけれども、これが、言うならば、蘭系あるいは生糸の価格安定にどのような役割を果たしてきたのか。すなわち、昭和二十六年にこの法律が制定されて以来、いよいよ今回大がかりな改正といふことになるわけでありますけれども、四十年余りの歴史の中でこの法律が果たしてきた役割、これを一体どのように総括され、また評価しておられるのか、この点をまず伺いたいと思ひます。

○農本國務大臣 蘭系価格安定法につきましては、今委員御指摘のように、昭和二十六年に制定されまして、その後、数回の改正を経ながら今日まで来たわけでございますが、基本的には、生糸についての国境調整措置及び事業団の国産糸売買操作を定める法制度として、生糸の需給価格の安定に大きな役割を果たしてまいりました。そして、生糸の需給・価格の安定と蚕糸業の経営の安定に大きく寄与してきたと考えております。しかし、最近、御承知のように、着物の需要の減退であるとか、海外からの安い絹製品の流入などの影響から、国産糸売買操作の機能が低下してきております。このような、蚕糸業をめぐる情勢の変化、また行政改革等の要請も踏まえまして、今回の法律改正を御提案した、そういう次第でございます。

○久保委員 まさに、ある意味で、数字だけを見れば衰退といふ、こういう歴史かと思ひますけれども、しかし一方で、この歴史そのものが、日本の伝統であり、貴重な文化であるといふ一面もございします。残念ながら、一番根っこである養蚕農家の戸数というのはどんどん減り続けております。資料によりますと、昭和三十五年ごろには約六十五万戸あったというのが、昭和五十年ごろに

は二十五万戸、そして昭和六十年には約十万户になり、今日、平成八年度の統計によりますと、七千九百八十戸という、まさに激減という状況でございいます。もちろん、当然のことながら、それに伴って、収穫される繭の量も、昭和六十年と比しても約十五分の一になっておりまし、それに伴う生糸の生産量も四分の一、一方、逆に輸入量は約三倍に膨れ上がるという、こういう状況でございいます。

私は大阪なんですけれども、大阪の泉州と言われる地域、堺から南の方ですけれども、この泉州というところは、大阪の中にあつては、いわゆる織物の町、昔、小さいときに親類の家に行ったりしたら、近くでガッチャガッチャという織物の音が四六時中鳴っていました。その後、私は大阪府庁に勤めて、大阪区域のこの仕事をささげまやらせていただいたのですけれども、まさにあの織物の町と言われた泉州からも、ほとんどその機織りの音が聞かなくなりました。昔は、昭和三十九年、東京オリンピックのときに東洋の魔女と言われた、あのユニチカのバレーボールチームがあつたような、まさにそれに象徴されるような、そういう町であつたわけですから、それですが、今はほとんど消えてしまつた。もちろん、今回の生糸と直接関係ないわけでありすけれども。

しかし一方で、ある意味で、大阪にあつては、この泉州、大阪を大きく三方にしたときの一つの町である泉州の町が持つておつた歴史、またその文化、伝統を守ること、そこでつくつておつた毛布あるいはタオルといったものをどのようにするか、また、特殊なものとして育てることができ、また、特殊なものととして、特徴あるものとして育てることができ、このようなことをささげま検討してまいりました。幸いにして、関西国際空港が数年前にオープンいたしました。そこには世界各国のエアラインが乗り入れをしております。成田には乗り入れておらないようなエアラインもまた乗り入れる。こういったことを契

機に、飛行機の中で使うおしほりから始まって寝るときにひざの上にかける毛布までを何としてもこの泉州の品物でもって売り込もうではないか、そして泉州をもう一度世界にアピールしようではないか、こんなことを大阪府においてはやってもらえるようであります。

そんなことを含めて考えたときに、冒頭申し上げましたように、生糸あるいは絹製品というものが持つておる日本を代表する文化あるいは伝統、これについては、当然のことながら、我が国としても守り育てていかなければならない。一方、農家は減少を続けているとはいへ、養蚕業はいわゆる中山間地域における重要な作目であることに変わりはないと存じます。

そういった点から、今後この減少に歯止めをかけることができるのか、また、歯止めをかけ、養蚕業をどのようにして守り育てていくのか、また、どのように振興を図っていくのかといったことについてお伺いをしたいと思います。

○高木(賢)政府委員 我が国の養蚕業は、先生御指摘のとおり、中山間地域などの条件不利地域を中心に、複合経営の基幹作物の一つということで、依然として重要な地位を占めておると考えております。

これからの方向でございますが、やはりユージーと結びついていかなければいかぬということが基本であろうと思ひます。したがいまして、我が国の養蚕に求められていた高品質な繭あるいは生糸の生産ということを絹織物の世界と結びつけまして、これを推進していくことが重要であらうと思ひます。すなわち、これを私どもではいわゆるブランド化と呼んでおりますけれども、繭の生産農家と製糸業者、絹織物業者が連携をいたしまして、品質が高く特徴のある繭づくりを推進する。そしてそれを用いた絹製品をつくる。付加価値の高い絹製品をつくるということ、製糸・絹業、養蚕・絹業一体となった取り組みが必要であらうと思ひます。

そういう中で、養蚕の世界におきましても、生

産性の向上を図るための先進的な技術の導入とか、あるいは養蚕と野菜とか米とかを組み合わせた経営の複合化の推進などによりまして、それぞれの地域の実情に応じた養蚕産地の育成を図る、こういう考え方で対処してまいる考えでございいます。

○久保委員 今のお話では、高品質で特徴ある繭をつくり、それによっていわゆるブランド化といえますか、そういったところにある種特化をしていきたい、それによって特徴を出したい、こういうことかと思ひます。

先ほど来申し上げておることと重なりますが、最近の繭生産量というのは、農家戸数の減少に伴って、一戸当たりの生産量というものは技術の革新によってふえておるようでありすけれども、繭の生産量というのはその減少が著しいものがございます。そういう意味では、この制度が廃止されることによって、かろうじて、必死になつて頑張つておられる繭生産業者、ここがたがたつとなつて崩壊していくのではないかと、そういうおそれもあるわけでありす。それを今おっしゃつたようにブランド化あるいは特徴ある繭づくり、そういうことで支えていこうということであらうかと思ひます。

とはいへ、絹製品の一歩代表的なものというのはいわば和装、特に女性の着物でございます。しかし、繭の原料から生糸をつくり始めて、最後、女性が着物を着ておられる姿を見れば、それはきれいだし、いいなと思ひますけれども、ところが、あの着物一枚、きれいなものを身につけていたかどうかとすれば、これは何十万というお金になるわけで、そういう意味では非常に高価といひますか、お金の面でも高い。

一方、だんだん世代交代が進んで、最近結婚式に行つても、女性でもほとんどがドレスが多くて、着物を着ている人というのはほとんど高齢の方でないと見かけない、こういう状況。そうすれば、需要も結構しんどいのではないかな。というながら、生糸の用途別消費量ということで見ると、平成六年度のデータでは和装用が約八二%、すなわち、大半をほとんど和装用が占めておる。その和装そのものが減つてくると一体どうなるのだろうかという心配がございいます。

一方で、若者が求めているブランドというのは、なぜか、海外旅行がどんどんふえていように、海外へ行つていわゆる海外ブランドを買いたい、日本国内にあつてもない海外ブランドを追つかける、こういう傾向もございいます。そういった意味では、今おっしゃつたブランド化、一つの方策かと思ひますけれども、一体どういった層を対象にこのブランド化というものを考えるのか。また、これが本場に可能なのだろうか、こんなふうなことを思ひます。

そこで、このブランド化というの、何年かもうチャレンジをしてこられていたのだらうと思ひますけれども、具体的なブランド化着手の事例というのはいくつかあるのかどうか。また、それにかかると生糸の生産量は果たして追いつくのかどうか。決してそんなに多くは望めないのかどうか、ある意味で悲観的な見方もできるわけではございすけれども、改めて今のブランド化というところについて今後の見通しをお伺いしたいと思います。

○高木(賢)政府委員 繭のブランド化につきましてのお尋ねでございます。

これは関係者寄り寄り相談をいたしまして、この方向が最もいいのではないかと、平成七年度から特に行政としても取り組みを開始をいたしました。繭ブランド産地育成事業というものを発足をさせまして、推進してきているわけでございます。

既に幾つかの先進的取り組みがあらわれてきております。大きく三つのタイプがございまして、特別な蚕品種を用いた特別な生糸によりまして高級織物の生産という形が一つでございす。それから、品種ではなくて、技術として特殊な繰糸技術を用いた生糸による特別な絹製品というものをつくるといふのが二つ目のタイプでございす。それからもう一つは、繭から生糸から絹製品加工ま

で二貫化した高付加価値化をするという三つのタイプができておりまして、平成八年度で試行中のものを含めまして十五事例というものが出ております。率直に言って、取り組みを始めてそれほど時間でもございません。八年までで、繭につきまして約八%がこれに投入をされておるとい状況でございます。

ただ、これにつきましては、関係者一同やはりこれからはブランド化でやっていく以外にはないのではないかと、こういう合意が強まっております。関係者による繭ブランド化に向けた全国的な運動が展開されております。各地域におきましても、ブランド化に対する気運の盛り上がりが見られておりまして、今後、養蚕団体とも十分連携して、面的、量的拡大を期したいと考えております。

○久保委員 今、平成七年度からブランド化着手し、既に十五事例あるというお話でございました。いずれにしても、日本の伝統文化、これをやはり、文化遺産ではないですが、残すという観点からもさらにチャレンジを続けていただきた、そんなふうに思います。

さて次に、今度は、養蚕農家あるいはそれに関連する方々の生活を支えるという点、その原点にもつながります、いわゆる価格の問題について触れさせていただきたいと思います。

この法律、繭糸価格安定法が制定されたその背景も、実は、戦後間もなくの、法制定前二年ぐらゐの間に大変な価格の暴落あるいは下落があった。そういったことを受けて、関係者から何とか安定をというような時代背景の中で制定された、このように聞いております。そういう意味では、価格の安定が養蚕を支え、製糸を支えるといったこういう考え方は、時代は変われど、また農家戸数は多少減ろうとも、基本的には変わらない、そんなものではないか、このように思うわけであり

ます。そういったことから考えますと、この制度が廃止された後、いかにして養蚕業、製糸業の経営の

安定を図っていくのかということが大きなポイントになってまいります。

今までは、毎年三月に、国産の糸の安定価格帯、すなわち安定上位価格と安定基準価格というものがある。その安定価格帯が設定された。その基準価格を参考にして基準繭価というものが決められている。そして、その基準繭価に輸入調整金から持ってきた奨励金等が加算されて、いわゆる取引指導繭価が決まる、こういう仕組みで今日まで来られていた、このように承知しておりますが、今回の改正で、この安定価格帯制度あるいは事業団による売買操作業務というものが廃止されますと、養蚕農家の手取りを確保するため、また手取りを確保するための繭代補てん措置である取引指導繭価というものを、これを維持していかなくてはならぬ、養蚕農家の経営あるいは維持というのは非常に困難になってしまう、ひいては、我が国の養蚕は減ってしまう、こういう危機感を持つわけでございます。

そこで、安定基準価格をもとに算出される——今までの仕組みでいえばそうなっているわけですが、けれども、安定基準価格をもとに算出される基準繭価というものが示されなくなってしまうならば、製糸業者が支払う額というのはどのような仕組みで決められていくのか、そういったことも含めて、農家の不安は尽きないのではないかと。この意味から、取引指導繭価、この仕組みは今後も維持していくべきである、そのことが養蚕農家の安心、また、精を出して頑張ろうということにつながっていくのではないかと私は思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○高木(賢)政府委員 御指摘のように、取引指導繭価の仕組みが維持されるということが養蚕経営にとつて非常に大事なことだと思っております。

これは御案内のように、平成六年度に、養蚕、製糸、絹業、流通の関係者、いわゆる四者合意がありまして、導入されております。したがって、これは法律に根拠を置いておるものではないかと、せんけれども、関係者の間並びに私も、並びに

通産省等におきましても定着をしている、こういう仕組みでございまして。養蚕農家は、こういった取引指導繭価の基礎の上で生産に取り組んでおりまして、さらには、品質向上努力により、これを上回る水準での繭代を得ておるわけでござい

ます。この重要性は、法改正後においても変わりません。法律におきましても、「養蚕業の経営の安定」ということを「目的」に掲げまして、法律上どうしても必要な措置ということで、国境調整措置などの規定を置いておるわけでございしますが、それに加えて、取引指導繭価の仕組みあるいは製糸が支払うべき繭代についての仕組みなどにつきましては、これは毎年三月にきちんと決めていきたい、このように考えております。

○久保委員 今のお話は、法律上の事項ではないけれども、取引指導繭価は今後も毎年三月に決めるというのか、維持していく、こういうことでございすね。そういうことで、まずは一安心なのですけれども、法律事項でないという部分で、今おっしゃったことは何としても守っていくべきだと思っております。法律事項であれば外れることはないのではありません。よろしくお願いをしたいと思っております。

そこで、農林水産省の統計情報部が出しておられる資料によりますと、繭の生産費、これがキログラム当たり三千円以上、このようになっているのを見ました。一方、取引指導繭価、これはたしか平成五年の四者合意で決められたキログラム千五百十八円というのが今もたしか続いております。

これはまさにある意味で同じ、同じと言ったら変な言い方ですけども、片や実態として統計情報部が発表しておられるのはキログラム三千円以上だ、なのに現実の取引指導繭価は千五百十八円だということになりますと、単純に倍近く違うわけでありまして。このことだけ見ても、やはり養蚕農家の経営は非常に大変なのではないか。しかも、平成五年からですから、ことしは九年です

けれども、そういう意味では、四年間据え置かれていとも言えるわけでありまして。

今指導繭価制度そのものというのか、その仕組みそのものはこのまま残していくかどうかというお話でありますけれども、制度、仕組みが残ったからといって、金額がそのままずっと残ったものでは、これはまたかなわぬ話で、そういう意味では、適正な見直しを行うとともに、また農家の経営が成り立つような形でもってやっていただかなければいけないのではないかと。

そういう意味では、農林水産省が指導なさっておられる農林水産にかかわる作物というものは、種々さまざま、多くあるわけでありましてけれども、他の作物に比べても、収益性という点で問題があるのではないかとと思っております。この水準、このままではいかぬと思ふのでしようか。

○高木(賢)政府委員 統計情報部の発表しております繭生産費につきましては、これは規模の大小を問わず、総平均の数値でございまして。その中で、御案内のように、物財費が三割弱ということ、労働費の占める割合が極めて高いという特徴を持つております。そのところがどうかというお尋ねかと思ひますが、現実には、機械とか施設の効率的活用によりまして省力化をいたしますと、これはコストの大幅な低減につながるわけで、大規模な養蚕農家では、この取引指導繭価程度の水準に見合う生産費を実現している例もござい

ます。それからもう一つは、やはり養蚕は労働の季節性が強いものですから、他作物との複合により農業経営が営まれているというのが一般的でござい

ます。したがって、養蚕からの所得だけでなく、年間を通じて農地の有効利用とか労働力の周年活用、こういったことで、他作物を含めた総所得を確保していくということがポイントになっていると思ひます。こうした中で、千五百十八円というのは、御指摘のとおり、取引指導繭価としては六年度から今日までですが、それに先立ちまして、平成元年度

から五年度までの農家手取りであります基準額
価、これも千五百十八円、それはその前の千四百
四十六円から引き上げた水準が今日続いているわ
けでございます。

ただ、現実には、この千五百十八円ですべてが
取引されているというよりは、むしろ品質のよい
ものはそれを上回って取引されておりますので、
平均的に言えば、昨年の例で申し上げれば、千七
百円近い価格が現実には実現をされているという
状況でございます。

こういった事情のもとで、養蚕団体も毎年価格
要求というものを提出しにしておりますけれども、第
一の要求というのが千五百十八円の維持というこ
とでございまして、これまではそれを踏まえて取
引指導額を決定してきたところでございます。

いずれにしても、これは何年かまとめて決定す
るということではなくて、その年度その年度の事
情によりまして決めようというところでございま
すので、来年、また三月にそのような決定の時期と
いうのが参るというところでございしますが、その
時々事情で適正に取引指導額を決定してまい
りたいと考えております。

○久保委員 ぜび、その時々ということによろし
くお願いをしたいと思ひます。

さて、先ほど来ずっと申し上げておりますよう
に、生糸そのものは最近とみに需要が、まず一つ
は減退しておる、さらには、絹製品の輸入の増加
ということもこれあり、結果として国際競争力が
失われ、構造的に価格低下の傾向になりつつあ
る。そうなってまいりますと、最近よく聞いたり
するのは、事業団の売買操作によって生糸価格を
安定させようというこのこと自体に無理があるの
ではないか、このような声も聞きます。

しかし、今日までこの事業団の売買操作が一定
の役割を果たしてきたこと自体は事実でございま
す。そのことを評価しつつも、今回この法案が、
審議の後、最終的に成立をいたしましたならば、
生糸の価格安定について事業団が今日まで行っ
てきた売買操作による安定価格制度という仕組

が廃止されることにつながるわけでありませう
けれども、その後の価格安定というのとは一体どのよう
に図っていくつもりでおられるのか。現行法から
価格安定措置という部分がなくなることによっ
て、法律の題名そのものも、繭糸価格安定法とい
う名前から生糸の輸入に係る調整等に関する法律
へと、まさに輸入に係る調整等という、これが法
律の題名であるように、まさに目的そのものが輸
入に係る調整となつて、価格の安定という部分は
ある意味でその目的からは外れてしまふわけであ
ります。

そこで、農水省としては、実需者割り当て量の
増減調整といういわゆる国境調整、この措置のみ
で需給あるいは価格の安定は図っていくという
ふうに自信を持って言えるのかどうか、この点に
ついてお伺いしたいと思います。

○高木(實)政府委員 御案内のように、現在の繭
糸価格安定制度は、二つの措置、すなわち、生糸
の輸入の実需者輸入制度と、国産糸につきまして
安定価格帯を設定して国産糸の売買操作をする
という二つの措置で生糸の価格安定を図るという
ことになっております。

しかしながら、提案理由等で申すように、上
りますように、最近結構な生糸価格の低下傾
向にございまして、上がたら売る、下がたら
買うということサイクルが循環的に回る、こう
いう事態ができてくるようになっております。買つた場
合には、事業団の在庫としてデッドストック化す
る、こういうようなおそれが極めて高くなつてい
るわけにございまして。その一方で、現実問題とし
て、輸入糸の割合が大変ふえておりまして、既に
ことしでは五五％、輸入糸の割合がふえていると
いうことになってきているというところでございま
すから、この輸入調整をしつかりやるということが需
給と価格の安定の基本だというふうに私も考
えております。

そこで、これまでは生糸の実需者輸入、年間一
本で何万俵、こういうふうに決めてきたわけでござ
いますけれども、一応年間の数量は決めますけ
れども、現実には、輸入の数量は、これは四半期ご
とに決める。つまり、価格が一定以下に下がって
いるという場合には、その次の四半期におきまし
て数量を減らす。それから、価格がその前の三カ
月において一定ラインを超えている場合には、こ
れは輸入量をふやすというように、弾力的に輸入
量を調整するということによりまして、需給調整
をすることによって価格の安定を図ろうというこ
とでございまして。

なお、それだけでは必ずしも十分ではないでは
ないかという御指摘でございますが、加えて、需
給調整対策といたしましては、製糸業者が調整保
管を行うということにつきましては必要な助成を
行いまして、国産糸についてのストレートな価
格・需給安定措置という補充措置も講じまして、
これらによって生糸の価格・需給の安定に努めて
いく考えてございまして。

○久保委員 続いて、農水省が、また関係者が、
また養蚕農家、製糸業者がまじめにやれば、今
おっしゃっていただいた仕組みの中で動いていく
のだらうと思ひますが、そんなことに、言うなら
ば横やりを入れるというか、どんな世界でも常に
邪魔する者はおられるわけでありませうけれども、そ
んなことについて二、三点、実情をお伺いしたいと
思ひます。

株の世界にもいろいろありますけれども、仕手
と言われる、こういう仕手による不当な買い占め
とか、あるいは取引所における不当な取引行為、
こういったものが需給の安定を阻害しているの
はないか。また、こういうものが存在する以上、
生糸の需給の安定は難しいと言わざるを得ない面
があるわけでありませうけれども、こういった不当
な取引行為、これについて、農水省としてはその
防止対策をいかに考えか伺いたいと思ひます。

○本田政府委員 生糸取引所の不当な取引行為の
防止対策についてのお尋ねでございます。

あると考えているところでございまして。

このため、私も伺いたしましては、取引所の
市場管理能力の向上、経営基盤の安定などを図り
ますために、繭糸関係取引所の合併を推進してい
るところでございまして。これに加えて、不正
な取引などを防止し、公正な価格形成を確保す
るために、まず第一点といたしまして、取引状況
などを注視して、売買枚数の制限、委託証拠金の
増徴等の措置を講ずること、それから二つ目に
は、取引員の受託業務の状況等を監査しまして、
必要があれば改善を図ること、それから三つ目に
は、不正な取引が行われた場合には、過剰金の
徴収、取引の停止、除名を含めて厳しく対処す
るなどによりまして、市場管理措置が適切に行わ
れるよう取引所を指導してきているところでござ
います。

特に、最近におきましても、おとつ、五月二
十日でございまして、横浜生糸取引所の理事会、
総会におきまして、市場管理措置の改善につま
して再度周知徹底するなど、取引所の指導に努
めているところでございまして。今後とも、このよ
うな取り組みによりまして、生糸取引所の機能が適
切に果たされるように努めてまいりたいと思ひ
いるところでございまして。

○久保委員 次に、先ほどの私の言葉で言えば横
やりの二つ目でありませうけれども、今までの歴史
というか、過去、いろいろ伺ひしますと、結構
密輸といったことが摘発された、こんなふう
に聞いております。これもまたいつの時代にも絶えな
い出来事かとも思ひますが、しかし、こ
ういった密輸みたいなことで品物が入ってくるとい
うことになると、それこそ根本的に需給が乱され
る、こんなことにつながる。そこで、生糸価格の
安定のためには、当然のことながら、密輸とい
つた行為の防止は必要であらうと思ひます。

もちろん、このためには、海上保安庁、税関あ
るいは警察、こういったところとの連携プレーとい
うものが必要であらうと思ひますし、日本は周
り全部海ですから、密輸となれば、基本的には大

体船で来るのでしょうか。そうならば、海上保安庁は、昨年の海洋法の改正によって、守らなければならぬところが非常にふえておるわけですし、そして海上保安庁の船、人員がそれに応じてふえているかというところ、ふえておりません。裏を返せば、網の目が広がったような部分もあるわけですが、さいいます、こういったことについて、農水省として、その対応をどのようにお考えか。

○高木(實)政府委員 生糸の密輸につきましては、御指摘のとおり、国内におきまして生糸の需給あるいは価格に及ぼす影響が極めて大きいわけでありまして、厳正に対処する必要があるというふうに考えております。こうした見地から、関係機関と連携して密輸の取り締まりに努めているところでありまして、本年一月には、魚粉にまぜて輸入された生糸の密輸が摘発されたところでございます。

また、生糸の密輸防止につきましては、密輸したものを扱う人がいるわけでございますが、流通、消費に携わる関係者が一致協力してその防止に努めるということが必要であらうと思っております。当省といたしましては、通達を出しまして、流通、消費関係者に、その糸が正規の輸入糸であるということの確認とか、もし疑義がある場合は速やかに情報提供をしてくださいということでお話を申し上げているわけでございます。

今後とも関係当局と連携を密にいたしまして、こういった取り組みによりまして生糸の密輸の防止ということに万全を期してまいりたいと考えております。

○久保委員 密輸防止、ある意味で大変な作業だと思えます。今問題になっております密入国、いわゆる蛇頭による密入国も、こつちで受け入れる人間がおる、こんな話でありますし、そういう意味からも、この間法務委員会の方ではそれを厳罰に処すための法改正が行われたと聞いていますけれども、そのような観点も含めて、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、三つ目ですけれども、生糸の価格の安

定のためには、需要に見合った繭の秩序ある輸入ということが前提になると思われまします。ところが、昨年、本来生糸には用いられないと言われているプレス繭なるもの、いわゆる押しつぶした、べちゃんこにした、こういう繭が大量に輸入されて繭糸され、市場に出回った、その結果、国産糸の品質の低下の大きな原因になった、こんなふう聞いております。これは、いわゆる密輸ではないかと輸入されたということでありまして、今後この実態は一体どうだったのか、また、今後こういったことについてどのような対応をお考えなのか。

○高木(實)政府委員 いわゆるプレス繭につきましては、御指摘のとおり、くず繭が大量に輸入されました、年間輸入量が前年の約四倍に相当する千五百トンという量になりました。今お話ありましたように、くず繭の輸入自体は違法でも何でもないので、くず繭というものは、そもそも繭糸に適しない、糸にならないというものであるわけですが、実際にはどうもこれが生糸の原料として使われたのではないかと疑いが強いわけでございます。

したがって、くず繭であっても糸は引ける、こういうことではいけませんので、やはり、くず繭の基準を改めましてきちんとした基準にする必要があるというところで、先般来、くず繭に関する各種データを収集いたしまして、試験もやりました。その結果を踏まえまして、この五月一日にくず繭の関税分類基準を改正いたしました。

これは、くず繭というのは、今重さが〇・六六グラム以下のものというふうになっているのですが、それでは糸が引ける繭が入り得るということとございまして、今度は、〇・六六グラムを〇・二八九グラム以下というところで、非常に小さいものしかくず繭という分類にしないということとでございます。これを、六月一日から輸入される貨物から適用するということにいたしております。これによって、糸の引ける繭でなくて、本来のくず繭にふさわしいものがくず繭ということに

分類されるということになるわけでございます。その効果を期待をいたしているわけでございます。また、製糸業者に対しまして、みずからの問題として、くず繭は買わないということについて、組織を挙げた取り組みを指導しているところとでございます。

○久保委員 わかりました。いづれにしろ、今お尋ねをした、本来やるべきでないこと、そういうことが起こるというのは、まさにまじめにその作業に携わっておられる方々にとつて最も余計なことなわけですから、そのいろいろな対策方よろしく願いたいと思っております。次に、農畜産業振興事業団に関して二点お伺いをしたいと思います。

まず、今回の繭糸価格安定制度を見直す際に、近年の養蚕業あるいは製糸業等をめぐるさまざまな情勢にかんがみて、言うならば適正な行政経費、いわゆる行政の側が種々お金がかかるわけでありまして、そのあり方についても議論があったというふうなことを聞いております。そこで、今回の改正によって、事業団が行う繭糸価格安定業務は縮小されることになるわけでありまして、事業団の蚕糸部門ほどの程度の合理化がなされるのか。この際、今橋本政権が必死になつて進めておられる行政改革を遂行するその一部門、そういう観点から、この蚕糸部門は廃止してもいいのではないかと、そんなふうな感じを持つわけでございまして、その点についていかがお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○高木(實)政府委員 御提案を申し上げております法律案によりまして、国産糸の売買操作業務は廃止をするということでございまして、一方、では廃止されないで残るのは何かということでございますが、これは実需者輸入制度におきまして輸入糸調整金の徴収業務と、その調整金を使って養蚕農家の所得確保のために奨励金を交付する、こういう事業などが残るわけでございます。

これは、関税化に伴う措置といたしまして、カット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意関連対策大綱に基づきます業務ということで、先般法律改正をしていただきました事業団の業務ということに位置づけられたものでございまして、生糸に関する国境調整措置というものがなく、やはり裸で海外から生糸が入ってきますと日本の養蚕製糸はひとたまりもないということで、最小限の国境調整措置としてこの業務は必要であるというふうに考えております。また、それを原資とした奨励金の交付は、取引指導繭糸の実現という養蚕農家の経営安定のためにとても必要であるというふうなことを考えておりまして、国産糸の売買業務は廃止をいたしますけれども、この輸入糸調整金の徴収業務並びに奨励金の交付業務、これは最低限維持していく必要があるというふうなことを考えております。

○久保委員 同じく事業団に関連してですけれども、昨年の百三十六回国会において農畜産業振興事業団法の審議が行われたわけでありましてけれども、その審議の中で職員削減について議論があったように聞いております。そこで、今回の蚕糸部門、これを合理化していくことによつて職員削減に拍車がかかる、拍車がかかることとまでいかないかもわかりませんが、それがさらに進行するの、人員配置等、今後の削減計画はどのようにお考えなのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

業務の変更に伴う蚕糸業の大幅な減少という実態を踏まえますならば、思い切った大幅な合理化を行うべきである、私はこのように思うわけでありまして、また、削減するとなれば、当然のことながら事業団職員、荒っぽい言葉で言うといわば首になる方もあるかも知れない。その方の雇用の安定を図ることはもちろん必要なことでございまして、けれども、こういったことについては今農水省としてどのようなお考えをお持ちか、お伺いしたいと思います。

○高木(實)政府委員 農畜産業振興事業団の職員

につきましては、国産糸売買操作業務の廃止に伴います業務量の縮小に應じまして、平成九年度から十一年度の間の三年間に大幅な合理化を図ることにしております。平成八年度に三十人という職員でございますが、三年後には六人程度にするというところで、九年度は、そのうちまず九人を減らして二十一人ということにいたしております。その後二年間をかけてさらに定員削減をやりまして、平成十二年度には六人程度にするという考えでございます。

その際には、雇用の安定に十分配慮するということが重要だと思います。既に本人の御納得すくでほかの組織に行っていた方方もございますが、事業団の畜産部門あるいは砂糖部門への振りかえなどの措置を講じていくことを考えております。

○久保委員 行政改革、大いに進めていただかなければならないです。あわせて、もちろん職員の雇用の安定ということにも引き続き御配慮を願いたいと思います。

この後養蚕業関係で二つ、三つお伺いしようかと思っておりますが、持ち時間の中で同僚の矢上さんと調整のこともございますので、最後に農水大臣にお伺いをしたいと思います。

冒頭にも申し上げましたけれども、養蚕業は千七百年近くわたって続いてきたいわば日本に根づいた一大産業である、このように言えると思えます。また、絹そのものの、これはいわば繊維の女王と言われるものでもございます。そういう意味ではまさに日本が世界に誇れる民族衣装である着物の文化、これを支えてきたものでもございます。

しかし、先ほど来私自身も申し上げ、また農水省の方の答弁の中にもございましたように、まさにこの下落の感があるほどに、劇的なといいますか、そういう減少傾向をたどってきた養蚕業の現状からかんがえますと、全国に広がっていった養蚕業が今や言うならば関東に集中する、こういったことから考えても、かつての栄耀栄華の時

代を思い起こすことができないほどの状況でもございます。

そういったことから、昭和三十七年に自由化されたわけでありまして、四半世紀を経て、今回の法改正や法廃止によって、言うならば日本の養蚕業、生糸、絹そのものが新たな時代を迎える、新たな状況の中に入入をしていく、このような状況にあるかと思えます。このこと自体、時代の変遷の結果であり、その産物、あるいはまた時代そのものの要請といった面が大きく、やむを得ないものであらうと思うわけですが、だからこそ今後、この伝統と文化を守るといふ観点からも養蚕業及び製糸業にどのような活路を見出すとするのか、また養蚕業全体の振興を図るために政府はどのような施策を講じようとしておられるのか、藤本大臣の率直なお考えまた決意のほどをお伺いして、私の質問を終わりたいと思えます。

○藤本國務大臣 委員御指摘になられましたように、確かに養蚕業また製糸業というのは非常に大きな曲がり角、転換期にあると思えます。

私は、率直に申し上げまして、これからの養蚕業、製糸業は、価格の勝負ではなくて品質の勝負、こういうところを重点を置いていくべきであらう、こう考えておるわけでございまして、まさに高品質な絹織物分野からの需要にこたえる高品質な繭、生糸の生産を推進していく、ここに重点を置くべきであらうというふうに考えております。

また、この方向に對しましては、私どもといたしまして、コストダウンを図るための先進技術、そういうものの導入に對しましてはできる限りの助成も行方でございます。また経営の安定のために他の複合的な経営ということについても十分に考えていただくということも大事であらうかと思っております。

さらに、高品質、特徴のある繭、生糸づくりによる繭、生糸の品質向上、これを促進するため、我々といしまして力を入れていきたいと

いうふうに考えております。

○久保委員 終わります。

○石橋委員長 次に、矢上雅義君。

○矢上委員 新進党の矢上雅義でございます。まず第一番目に、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案についてお伺いしますが、繭糸価格安定法が果たしてきた役割と評価についてござい

ます。御存じのように、繭糸価格安定法は、この四十年余りの間、繭及び生糸の価格安定に非常に大きな役割を果たしてきましたが、この四十年余りを総括し評価することともに、今回価格安定帯を廃止するに至った理由及び本改正案を提出するに至った理由をお伺いいたします。

○高木（賢）政府委員 繭糸価格安定法につきましては、昭和二十六年に制定されました。その後、何回か改正はありましたが、基本的には需給と価格の安定を図る、またそれを通じて養蚕業の経営の安定を図るということで、大きく二つの柱で構成されてきたと思えます。

一つは、事業団の国産糸の売買操作を定めること、それからもう一つは、生糸の国境調整措置を定めることとございまして、その制度の運営を通じて、この四十年余、我が国養蚕業の経営の安定に大きく寄与してきたというふうに総括できるのではないかと考えております。

ただその後、制定当時の事情とは異なりまして、この十年來特に顕著になっておりますけれども、国産生糸の主な需要先でありますいわゆる着物の需要が非常に減退した。大体、十五年間で着物の購入量が半分になったということが言われておりますが、そのぐらゐ大幅に需要が減退したということが一つでございます。それから、海外からは安い絹製品、これは二次製品はもうとうに自由化されておりますし、絹織物も中国などからかなり安いのが入ってくる、こういうことで、国産糸の価格が長期的に低下傾向になってきたという状況でございます。

したがって、安いときに買って高いときに売ってということで一定の価格安定帯の中に生糸の値段をおさめる、こういう仕組みが維持しにくい、機能しにくい、こういう状況になってきたというのが私どもの判断でございまして、国産糸の売買操作業務がいわば機能しなくなったということでございます。

また一方では、行政改革推進の観点ということから、特殊法人の業務の効率的な運営を図る、これが求められているわけでございまして、こういった事情を踏まえまして今回の法律改正を御提案申し上げた、こういう経過でございます。

○矢上委員 補足してお聞きしたいのですけれども、今回この繭糸価格の安定帯制度が廃止されることになりましたが、この価格安定帯制度というものは、高木局長も御存じのように、畜産、酪農すべての分野において行われております。そうすると、この繭の問題、繭糸等の問題がこういう形で崩れるということは、では同じ制度をとっておるほかの分野の制度にも影響が及ぶのではないかと私は考えておる次第でございます。

例えば、先ほど局長答弁の中にありましたが、どんな下がり続けていくと、製品を事業団が買い続ける一方で、在庫がたまっていく。そうすると、財政的にパンクしてまいります。御存じのように、売った買い戻しすることによって一定の財源の中でその価格安定帯を維持していくわけですから、国産糸が長期低落傾向の中にあって下がりが続けば、いわゆる安定基準価格を下回り続けられ、永久的に買い続ける一方である。そこで結局、価格安定帯制度は機能しなくなるというお答えでございます。まさにしくなくとおりでござい

ますが、これは繭糸等だけではなく、ほかの製品にも思い当たる部分が多いわけでございまして。外国から多量にいろいろな品物が輸入されることとが一点。そして、また仮に多量に輸入されないとしても、今は現実、経済の社会では価格破壊が進んでおるわけでございまして、その二つの要素からこういう問題が出てくると思っております。

が、繭糸だけに限ったことではないものか、この価格帯制度の中に内在しておると思っておりますが、局長はどのようなお考えでおられますでしょうか。この法案の問題だけでなく、この法案がさらにさかのぼって他の分野にまで波及するということとは当然考えられることだと思いますので、よろしくお考えいただきたいと思います。

○高木(賢)政府委員 私がお聞きしたものは、やはり繭、生糸の世界でございまして、他のものがどのような事情にあるかということは、事情が異なりますので、直ちに右へ做えということにはならないと思います。

ただ、輸入量がふえたりということになってまいりますと、国産糸という世界だけで価格の安定を図ろうとしてもなかなか難しい事情になってくる。そういう背景はあるというふうに思っております。

○矢上委員 私も急に質問したので申しわけございませんが、私がここで言いたいことは、繭糸価格安定法の安定価格帯の廃止の問題とか、その他の製糸業法及び蚕糸業法を廃止する問題についてでございますが、日本を代表するこの業界を守るためにつくっておった法がなくなるということ、は、余りそれだけをとりえて議論しても結局なくしたことをすつと嘆くばかりでございまして、この法がなぜ廃止されるのかと改正されるに至るのかということとをきちんと農林水産省としても分析していきませんか、今後、新農産基本法におきまして、価格支持制度がいかにあるべきか、どこまで持ちこたえられるかという議論に波及することとございまして、どうか検討のほどをよろしく願います。

続きまして、繭糸価格安定法の制定に至った背景からも明らかのように、価格の安定が養蚕、製糸を支えるものであったということは間違いありませんが、現行法から価格安定帯が廃止されることに伴い、本法の題名も生糸の輸入に係る調整等に関する法律と変更されますが、現在行われている国境措置のみで価格の安定や需給調整は可能な

のでしようか、お伺いいたします。

○高木(賢)政府委員 現実の生糸の需給の世界を見ますと、やはり外国産の生糸がウェイトを増してきておりまして、平成九年では五五％程度になるというふうに見込まれます。したがって、このところの需給の安定ということをやりたいと全体の需給の安定ということにならざるを得ないわけにございまして、生糸の実需者輸入制度を効果的に運用するということがまさにキーポイントになる。そこで、具体的には、これまで年間一本で、実需者割り当て数量というのを決めたらそれで、需給とか価格の動向のいかんにかかわらずそういう運用をしておったわけですが、これからは、九年度から、生糸年度ですけれども、四半期ごとに需給と価格の動向に応じて輸入量を調整していくというようにいたしましたわけにございまして、それをさらに十年で度以降もやっていくというものがその趣旨でございまして、これは、具体的には、一定の価格より高くなつて実需者が高くて困るという場合には輸入数量をふやす、それから、低くなつて今度は製糸業者の方が困るということになるとこれは実需者輸入量を減らす、こういう調整を弾力的に行うということによりまして価格安定を図ろうというものでございまして。

なお、需給調整対策といたしましては、輸入生糸の実需者割り当ての数量の調整のほか、国内の糸につきましては、製糸業者の行う調整保管、これへの助成を行うことによりまして生糸の需給、価格の安定を図る、これをあわせて講ずる考えてございまして。

○矢上委員 続きまして、価格安定帯の廃止と取引指導繭価の維持についてお伺いいたしますが、先ほど久保議員より質問がございました。すなわち、取引指導繭価千五百八十八円はまさしく養蚕農家の生命線でもある。ところで、価格安定帯が廃止された後でも四者合意に基づく取引指導繭価が維持されるという保証があるのか。また、安定基準価格をもとに算定される基準繭価が示されな

くなるならば、製糸業者が支払う額はどのように決定されるのか等、お伺いいたします。

○高木(賢)政府委員 取引指導繭価の仕組みは、御指摘のとおり、平成五年に、養蚕、製糸、絹業、流通、この四者から成る合意によりまして導入されたわけにございまして。関係業界のみならず、私も農林水産省の関係の役所の中におきましても当然定着をしております。六年度以降毎年、取引指導繭価を決定し、公表し、それを基礎としてもよろもろの助成措置も行われる、こういうふうに運営されてきているわけにございまして。もちろん養蚕農家も取引指導繭価の基礎の上で生産に取り組みまして、さらに、いわばこれが下支え的な意味を持つわけにございまして、品質の高い繭ができればそれを上回る繭代を取得をしよう、こういう実情にございまして。

こういった仕組みはこれからも維持しなければならぬのは当然でございまして、これを、関係者の合意が基礎にあるわけにございまして、改めて法改正に伴う施行までに、この取引指導繭価の運用ルール、それから製糸が払うべき繭代は幾らにするのかということにつきましては、毎年度末にきちんとこれを決めて、これを公表し、運用していく、こういうことにはいたしたいというふうに考えております。

○矢上委員 ところで、蚕糸業法の廃止の中で、繭価協定に対する独占禁止法の適用除外措置というのがあります。蚕糸業法が廃止されると、この繭価協定に対する独占禁止法の適用除外措置も外れるわけですね。お答えください。

○高木(賢)政府委員 そのとおりでございまして。

○矢上委員 となりますと、繭価協定に対する独占禁止法の適用除外措置が外れるとなると、結果的に純粋な民間の取引になるであろうと推定されます。また、もう一つ、今までは四者合意という形で入っておりまして、きちんとしたテーブルをつくって四者合意として取引指導繭価等を決めておられたと思うのです。

今回、繭価協定に対する独占禁止法の適用除外措置が外れるとなると、何がその四者合意なるものの内容を担保するのか、それについてお聞きしたいのですけれども、実際今まで何らかのテーブルで行われておられたものが、継続してまた同じテーブルで行われるのか、それとも一回そのテーブルはつぶしてきちんとしたテーブルをつくり直すということをもうきちんと腹の中にお持ちなのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○高木(賢)政府委員 繭価につきましては、もう養蚕、製糸の当事者間で積み上げられてきております。したがって、もう改めてみんながそろってやらなくても十分養蚕農家の利益は確保できると思っています。ただ、どうしてもというのがあるとするれば、奨励金などが当然、一定の額を支払わぬ製糸業者には出ませんから、そういったことが裏打ちになると思っています。

○矢上委員 この辺、価格安定帯の廃止後の養蚕農家、また製糸業者さんたちの所得の問題にも直接かわってきますので、十分努力して、調整と言ったらおかしいですけども、民間の問題ですが、努力していただければと思っております。

続きまして、ちょうどあと二十分です。農畜産業振興事業団の繭糸価格安定業務の縮小等について質問いたします。

生糸について、近年需要の減退、絹製品の輸入の増加等構造的に生糸が価格低下の傾向にあるということは先ほどお伺いしました。その結果、今回の法改正により、事業団が行う繭糸価格安定業務は縮小され、事業団の蚕糸部門は、輸入生糸の輸入調整金徴収とこれによる蚕糸振興のための助成が主要な業務となると言われておりますが、行政改革の論議を踏まえて、蚕糸部門の合理化がどのように行われるのか、お伺いいたします。

○高木(賢)政府委員 蚕糸部門の定員につきましては、国産糸売買操作業務の廃止に伴いまして、平成九年度から平成十一年度の間に大幅な合理化を図ることとしております。

現在、八年度の定員が三十人でございまして、

既に九年度には九人減らして二十一人という定員にいたしておりますが、さらにその後、十年、十一年度と二年度をわけまして定員削減を進めまして、平成十二年度におきましては六人程度とするということをご予定しておるところでございます。

○矢上委員 続きまして、製糸業法の廃止の問題について質問いたします。

本法制定後約半世紀の長きにわたり、製糸業者の乱立抑制及び生糸の品質向上に十分な役割を果たしてきたと思いますが、その役割の評価、さらに、本法廃止に伴う製糸業への影響をどのように考えるのか、また今後どのような形で関係業界の振興等を図っていくおつもりなのか、お伺いいたします。

○高木(賢)政府委員 製糸業法につきましては、御案内のように、製糸業の免許制と製糸業者に対する統制命令といったことを規定しておるものでございまして、製糸業者の乱立防止と製糸業の体質改善ということにつきましては非常に役に立ったと思っております。そして、我が国の主要な輸出産品であった生糸の生産なり品質の安定に役割を果たしたと思っております。

○高木(賢)政府委員 製糸業法につきましては、御案内のように、製糸業の免許制と製糸業者に対する統制命令といったことを規定しておるものでございまして、製糸業者の乱立防止と製糸業の体質改善ということにつきましては非常に役に立ったと思っております。そして、我が国の主要な輸出産品であった生糸の生産なり品質の安定に役割を果たしたと思っております。

○高木(賢)政府委員 製糸業法につきましては、御案内のように、製糸業の免許制と製糸業者に対する統制命令といったことを規定しておるものでございまして、製糸業者の乱立防止と製糸業の体質改善ということにつきましては非常に役に立ったと思っております。そして、我が国の主要な輸出産品であった生糸の生産なり品質の安定に役割を果たしたと思っております。

しかし、今や製糸業を取り巻く状況は大きく変化をいたしております。昭和五十年で四百二十九製糸業者が操業していたわけですが、平成八年にはもう六十三業者になったということで、その昔のように、製糸業者が乱立しているような糸をつくって製糸業界が混乱した、こういうような事態が発生するということは想定しがたくなっております。したがって、本法廃止によつて、製糸業者に悪影響をもたらすということはないと思っております。

○高木(賢)政府委員 製糸業法につきましては、御案内のように、製糸業の免許制と製糸業者に対する統制命令といったことを規定しておるものでございまして、製糸業者の乱立防止と製糸業の体質改善ということにつきましては非常に役に立ったと思っております。そして、我が国の主要な輸出産品であった生糸の生産なり品質の安定に役割を果たしたと思っております。

○高木(賢)政府委員 製糸業法につきましては、御案内のように、製糸業の免許制と製糸業者に対する統制命令といったことを規定しておるものでございまして、製糸業者の乱立防止と製糸業の体質改善ということにつきましては非常に役に立ったと思っております。そして、我が国の主要な輸出産品であった生糸の生産なり品質の安定に役割を果たしたと思っております。

○高木(賢)政府委員 製糸業法につきましては、御案内のように、製糸業の免許制と製糸業者に対する統制命令といったことを規定しておるものでございまして、製糸業者の乱立防止と製糸業の体質改善ということにつきましては非常に役に立ったと思っております。そして、我が国の主要な輸出産品であった生糸の生産なり品質の安定に役割を果たしたと思っております。

それから、製糸業界の振興につきましては、基本的に、やはり製糸業者がやっていける、製糸の支払うべき繭代を適正に設定するということが一番の基本でありますし、またその上に立って一定の生糸価格が実現されるということが大事な点であろうというふうに思っております。改正後の法律の運営をしつかりやるということが非常に

○高木(賢)政府委員 繭の品質の評価につきましては、繭の生産者側と繭を使う製糸業者の側で必ずしも意見が一致しないというか評価が一致しないということがあり得るわけでございます。公正な第三者による評価が必要だ、こういう実態はあらうと思っております。

○高木(賢)政府委員 繭の品質の評価につきましては、繭の生産者側と繭を使う製糸業者の側で必ずしも意見が一致しないというか評価が一致しないということがあり得るわけでございます。公正な第三者による評価が必要だ、こういう実態はあらうと思っております。

○高木(賢)政府委員 繭の品質の評価につきましては、繭の生産者側と繭を使う製糸業者の側で必ずしも意見が一致しないというか評価が一致しないということがあり得るわけでございます。公正な第三者による評価が必要だ、こういう実態はあらうと思っております。

○矢上委員 続きまして、繭検定制度の問題ですが、繭検定制度が今まで強制検定になっておりましたが、繭検定制度の廃止も今回たわれております。繭取引の円滑化の観点というのですか、どう

○矢上委員 続きまして、繭検定制度の問題ですが、繭検定制度が今まで強制検定になっておりましたが、繭検定制度の廃止も今回たわれております。繭取引の円滑化の観点というのですか、どう

○矢上委員 続きまして、繭検定制度の問題ですが、繭検定制度が今まで強制検定になっておりましたが、繭検定制度の廃止も今回たわれております。繭取引の円滑化の観点というのですか、どう

○矢上委員 続きまして、繭検定制度の問題ですが、繭検定制度が今まで強制検定になっておりましたが、繭検定制度の廃止も今回たわれております。繭取引の円滑化の観点というのですか、どう

○矢上委員 今、局長の答弁の中にもありましたが、低コストな体制をつくる、確かにおっしゃる通りに、調べて驚いたのですけれども、繭の日本の産出額が五十億程度で、それにかかわる検定の経費が四十億、物すごい産出額に対する検定の経費の割合、普通の業界では考えられないぐら

○矢上委員 今、局長の答弁の中にもありましたが、低コストな体制をつくる、確かにおっしゃる通りに、調べて驚いたのですけれども、繭の日本の産出額が五十億程度で、それにかかわる検定の経費が四十億、物すごい産出額に対する検定の経費の割合、普通の業界では考えられないぐら

○矢上委員 今、局長の答弁の中にもありましたが、低コストな体制をつくる、確かにおっしゃる通りに、調べて驚いたのですけれども、繭の日本の産出額が五十億程度で、それにかかわる検定の経費が四十億、物すごい産出額に対する検定の経費の割合、普通の業界では考えられないぐら

○矢上委員 今、局長の答弁の中にもありましたが、低コストな体制をつくる、確かにおっしゃる通りに、調べて驚いたのですけれども、繭の日本の産出額が五十億程度で、それにかかわる検定の経費が四十億、物すごい産出額に対する検定の経費の割合、普通の業界では考えられないぐら

と、原子力関係と同じような対応に陥ってしましますので、きちんとまず定義をお願いいたします。

○三輪政府委員 品種改良がその作物が持つていない新しい遺伝子を導入して行うという点では、従来の交雑育種と遺伝子組み換えは全く同等でございますが、従来の交雑育種は導入する遺伝子の供給先が極めて近縁な植物とか同じ作物という範囲に限定されておりました。それに比べまして、遺伝子組み換えは、人為的に遺伝子を単離して導入するために、幅広い植物あるいは微生物等に拡大することができ、そういうメリットがございます。そのために、従来の育種技術ではつくることが困難であった新しい作物の開発が可能となります。また、同じ理由によりまして、作物の長所は変えずに短所だけを改善するといったようなこともできることとなります。

そういう点で、先生の御指摘のように、一般の方にこの技術の持つ意味、定義、そういったものが正しく伝わるように今後とも努めていきたいというふうに思っております。

○矢上委員 この問題について、いわゆる交配による品種改良と遺伝子組み換えが違ふのは、種の壁を越えるということですね。普通だったら交配とか生殖があり得ないもの同士が種の壁を越えて行われるということ。

あともう一つは、よく医食同源と言われるように、中国あたりでも四千年、五千年の歴史と言われますが、食の歴史というものは、今食べられるものと食べられないものを選別できる人間の能力というものは、ある意味では、フグとかにもありますように食中毒を起こしながら、長い歴史をかけて人体実験を行ってきた結果だと思えます。そういう長い時間をかけて、結果的に多くの方が犠牲になって選別されてきた食物の歴史に対して、この遺伝子組み換えの歴史というものは、急に種の壁を越えて、また時間の壁を越えて行われるものでございますから、食生活における大きな転換期に来ているのではないかと思っております。

す。そこをきちんと認識されて安全性等についての調査を行われることを期待いたします。

あともう一点、環境に対する影響に配慮してあるということで、パンフレットにいろいろ書いてあること、環境に対する影響の中で、例えば病気に強いトウモロコシや、ほかのトウモロコシと交配しにくいとか、交配したとしても育たないとか、いろいろ書いてあって、野生化しないということだけが環境に対する影響ということであつたわけでおわけでございますが、環境に対する影響とは何なのかということをも具体的に特定して初めてその対策が立てられるわけでございます。

しかし、残念ながら、このパンフレットには、環境に対する影響をきちんと具体的に指定も対象の特定もせず、ただ対策だけを書いてあるものですから、読んだ人になかなかわかりにくい。この辺について、具体的に何を意味するのか、お伺いしたいと思っております。

○三輪政府委員 環境に対する安全性につきましては、当省が平成元年に定めました農林水産分野等における組換え体の利用のための指針に基づきまして、試験圃場におきまして安全性の確認をしております。

御質問の具体的な項目でございますが、作物の花粉の飛散状況、それから雑草化の可能性、さらに土壌微生物の分布への影響、あるいは有毒物質の産出があるかないか、こういった点につきまして、遺伝子を導入する前のもとの作物とどう違うのか、違いは何かという点の確認をしております。

パンフレット等につきまして、やや記述があまりないためにかえって御心配をかけるということがございますので、その点についても正確な記述で事態を正しく認識していただけるように努力をしていきたいと思っております。

○矢上委員 野生化することによる危険というのは、除草剤が効かない農作物がどんどんふえていくと、薬に強い種類だけが残ってしまうと、結局

自然の生態を壊すのではないかと、また、逆に、未知の毒性がまだ発見されない場合に、それが野生化してどんどんふえていって、その毒性を持った植物が広がり過ぎて、しかもそれに対して薬が効かないとか、そういう非常に未知の部分があることが一つでございますので、何をもちいて環境に対する影響というのか、その辺をきちんと把握していただきたいことが一つ。

もう一つは、これに対応しまして、消費者にとつて安全と安心を持っていたためにきちんと農水省が対応するというのを今回表明しておりますので、その内容について簡潔に御説明いただければと思っております。

○本田政府委員 遺伝子組み換え食品の表示についての検討会でございますけれども、消費者、生産・流通業者、学識経験者の皆様にお集まりをいただきまして、五月末を目途に発足をさせたいと考えております。

この検討会におきましては、有識者などから広く意見を求めますとともに、消費者の要望、生産・流通の実態、国連食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会、いわゆるコーデックス委員会等でございますけれども、この食品表示部会での検討状況との整合性などを踏まえながら、遺伝子組み換え食品の表示のあり方について検討していきたいと考えております。

○矢上委員 最後の質問になります。今回答の価格安定の問題を勉強しながら徐々に遺伝子組み換えの問題に自分自身整理されていったのですけれども、実は、蛋があれだけ有力な産業だったのがやられたということ、結局鮮度が必要でないわけですね。日本の主要な産物である野菜類、今力を持っている野菜や花にしても、鮮度が命ですから外国からなかなか入ってこれない。しかし、蛋製品というか菌糸関係は、菌にしても乾いた形で持つてくるわけですから、いつでも保存がきいて、すぐ持つてこれる。それでこの業界がやられ

たわけでございます。ほかの例えばトマトであるとか花であるとか肉

関係は、冷凍技術がしつかりしていれば別ですけども、日もちがしにくいわけですから鮮度という部分で勝っておたわけですね。値段では外国の農産物に日本の農産物は負けておりましたが、いわゆる鮮度と食味が武器として日本の農産物を支えておるわけでございます。

この遺伝子組み換え、特に欧米から輸入されようとする遺伝子組み換えの農産物の特徴は、日もちがすることと食味がいいことだそうなんです。日もちがいいということは、言いかえると鮮度がいいということでございますので、消費者の健康にとつて安全か否かという問題と同時に、新鮮でおいしくて安いものが入ってくるとなったら、最後のとりでである日本の野菜とか花とかいうものは将来的に一気に壊滅状態になるのではないかと思っております。

日本の農業を守るという立場にある農林水産大臣として、この遺伝子組み換え作物について、この辺の御認識、どうお考えでしょうか、最後に御質問いたします。

○藤本国務大臣 重要な御指摘であると思ひながら承っております。

今の野菜におきましても現実に輸入をされておるわけで、野菜などは輸入されるなどということ、実は、頭の中になかったわけでございますけれども、現に既に輸入をされているというふうなこの実態、そういうことからいたしますと、今委員が言われましたような懸念、心配は大いにあると思うわけでありまして。

ただ、野菜などについて、国内の消費者のニーズ、安全性であるとか、おいしさであるとか、品質、そういうものの的確に対応できる、そういうことが大事でございます。それができておれば、仮に今言われましたような遺伝子組み換え技術により開発された農産物が我が国に輸出されるというふうなことになるにしても、消費者ニーズに我々が対応する努力をしておけば十分に対抗できるといふふうに考えておるわけでございます。

○矢上委員 以上で質問を終わらせていただきます。

す。
○石橋委員長 この際、休憩いたします。
午後零時一分休憩

午後二時四分開議

○石橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。菅直人君。

○菅(直)委員 きょうは、農水委員会で蕪糸価格安定法などの議論がされるという日程の中で、今いろいろと議論を呼んでおります土地改良事業、あるいはその中の諫早湾干拓事業について、私の方から少し質問をさせていただきたいと思ひます。

まず藤本大臣、昨年の選挙、自民党の皆さんも三%の消費税を五%に引き上げるといふことで戦われて苦労されたと思ひます。私たち民主党も、やはりこれまでの経緯からいって三%を五%にせざるを得ない、国民の皆さんに負担をお願いして選挙戦を戦いました。それだけに、この国民の皆さんからいただいた税が本場に必要なものに使われているのかどうか厳しく歳出を見直していく、そのことを強く訴えて、私たちも選挙戦を戦ってきたわけであります。

そういった意味で、いよいよ行財政改革、財政再建問題が与党や政府の方でも大きな正念場を迎えておりますが、私たちも、これから歳出の内容について、ばらまき予算というような批判がされないものにできるかどうか、非常に厳しく取り組んでいかなければならない、こう思っているところであります。

そこで、まず最初に、平成五年四月九日に閣議決定をされた土地改良長期計画について大臣にお伺いをいたします。

この内容を見ておきますと、平成五年から十カ年の間に総額四十一兆円の費用をかけて、そしてその中の事業を見ておきますと、この十カ年に農用地約十万ヘクタールの造成を行うものとする、

このように決定をされております。

しかし、現在どういう状況にあるのか。私が農水省から聞いたところでは、全国の耕作放棄地が十六万ヘクタール、減反面積は六十七万ヘクタール、合わせれば八十三万ヘクタールが減反や耕作放棄の対象になっている。こういう中で、新たに十萬ヘクタールの農地の造成が果たして必要なのか。四十一兆円といえは、消費税二%引き上げたものの何と八分分に相当する、十年間で八分分に相当する。もちろん国費とかいろいろなものがあることは承知しております。しかし、単純に言えばそういう大きな金額です。

今回の諫早湾の埋立事業、干拓事業も二千三百七十億と言われておりますが、まさに二%引き上げた消費税でいえば、その一年分の二十分の一、こういった事業を二十やれば一年分の引き上げ分はそれに使われるという、一般の国民からいえば大変巨額な事業費になっております。

そういった意味で、まずこの土地改良事業の長期計画、私は大きく見直す必要があると思っております。すけれども、農水大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○山本(徹)政府委員 土地改良長期計画では、先生ただいま御指摘のように、農用地十萬ヘクタールの造成をいたすことにいたしておりますけれども、世界の食糧需給を見ますと、中長期的には逼迫傾向にあるということは世界の一致した見方でございまして、この中で、我が国は世界最大の農産物輸入国でございまして、自給率は年々低下し、四二%と主要先進国で最低となっております。

我が国の農地は、約五百万ヘクタールございまして、昭和四十年ころには約六百万ヘクタールでございまして、三十年間で百万ヘクタールの約二割減少いたしております。現在も宅地への転用等により毎年四、五万ヘクタール、農地の一%に相当する面積が減少しております。優良農地の確保は農政上の重要な課題でございまして、したがって、これから食糧自給率の維持強化を

図っていくためには、農用地の拡大を含めた土地改良長期計画の着実な実施が必要であると考へております。

○菅(直)委員 農水大臣、自分の言葉で答えてください。こんな本格的な閣議決定がされた内容について、なぜ局長に答えさせるのですか。

○藤本國務大臣 農用地の確保につきましては、先般、委員という議論いたしましたときに申し上げましたけれども、農政のこれからの基本的な方向としては、やる気のある農家を育成することと優良農地の確保である、こういうことを申し上げました。

優良農地を確保するために、我々としては、先ほど局長が答弁しかかっておりましたように、戦後、昭和三十六年には六百万ヘクタールあった農地が現在は五百万ヘクタール、約二〇%減少しております。自給率も下がっております。先進国で最低である。また、海外で千二百萬ヘクタールの農地に依存をした今の日本の食糧事情、こういうことからいたしますと、我々としては、優良農地を確保するということとは農業政策上極めて基本的な問題であるというふうに考へておりますし、このことは、我が国だけではなくて、昨年の秋の食料サミットにおきましても、結論として、各国ともこれから長期、食糧需給の逼迫傾向からいたしますと、各国ともに資源を活用して増産に取り組むというのが結論であつたわけでございまして、これは我が国だけではなくて……(発言する者あり)黙って聞いてください。委員長注意してください。委員外の不規則発言はやめてください、まじめに議論しているのですから。

そういう次第でございまして、我々としては、農地の造成については、我が国の農政上基本的な、必要な問題である、こういう認識で取り組んでおるといふことでございまして、御理解いただきたいと思います。

○菅(直)委員 今回の国民の皆さんが私の質問に農水大臣が答えたというふうに果たして感じられでしようかね。

土地が足らなくて自給率が下がったから土地が必要だ、あるいはこの諫早湾の計画を立てた当時の西岡知事はそう思われたかもしれない。しかし、今はそういう事情があつたかもしれない。しかし、今私が大臣に申し上げたのは、現在耕作放棄地が十六万ヘクタールあるじゃないですか。減反で、あの諫早湾のそばへも行きましたけれども、草ぼうぼうの土地がたくさんありました。そういうのが全国でいけば六十七万ヘクタールあるじゃないですか。

こういう状態の中で、先ほど六百万が五百万になつたというの、つまり土地がないから五百万になつたのではない。まさにいろいろな事情で農地が減っているわけですよ、耕作する人が。そういう中で二千三百七十億かけて今回の埋め立てをして農地をつくる。あるいはこの計画では四十一兆円もの巨額の費用を、すべてこれに充てるとはいいませんが、そういう枠組みの中で十萬ヘクタールを十年間でつくる。これは政策の整合性がないのではないですか。

千二百萬ヘクタールがなければ自給ができません。つまりは、安くていい食糧が日本でできれば自給率は多分上がるでしょう。しかし、残念ながらコストが余りにも高いものであるから、従来日本でとれたものまで外国から輸入しているわけでありまして、そういう構造改革をやらなければいけない。それを単純に、自給率が何%だから、千二百萬ヘクタールを外国に依存しているから、それだから農地が必要だ、こんなことを言うんだしたら政策にならないじゃないですか。

あえてこれ以上申しませんが、これは聞いていらっしゃる皆さんが判断していただければいいわけです。

私たちは、まずひとつこの問題については、来週早々にも公共事業コントロール法案というものを提出することで今準備をしております。

つまりは、閣議決定という形で土地改良事業の長期計画が決まっている。国会の承認もいままこんな巨額の、そして根本的な政策が決まってい

るといふのは、私は、国民の意見を反映するのにはふさわしくない。そういう点で閣議決定事項ではなくて、この土地改良、この決定を、長期計画の決定をまず国会承認事項にすべきだ。そして、五年なら五年たつたときにその計画の進捗状況なりを再評価をして、見直すべきものは見直すべきだ、こういった法律を今準備しておりますが、これも農水大臣、直接お聞きしたいのですが、そういった法律について——だめですよ、局長は。農水大臣にこの法律についての見解を伺いたいと思ひます。

○農本國務大臣 その前に、耕作放棄の問題についてお尋ねでございましたけれども、これは、委員の御理解は表面的でございまして、その耕作放棄の農地がどういふ農地であるかということをお分りいただければ、この耕作放棄に至る理由がおわかりいただけると思うのでございまして、これは非常に条件の悪い中山間地域の農地が、また後継者の問題等もありまして耕作放棄になっていく、こういうことでございまして、その点については十分内容を御理解いただきたいと思いますのでございまして。

それから、今の法律の問題につきましては、これは国会で議論されるべき問題でございまして、我々が関係する問題ではございません。

○菅(直)委員 閣議決定を国会が承認するように変えるべきだということについて、閣僚の一人である農水大臣が見解を述べられないというの、ちよつと変ですよ、現在、閣議で決定している事項ですから、それでもいいのか悪いのか、それをあえて言いません。

それから、耕作放棄地のことは、いろいろなケースがあるのはよくわかつております。しかし、減反はさらにその数倍あるわけでありまして、平らな土地が減反にたくさんなっているわけですから、そういうことも含めて、もう一度この土地改良長期計画は、これは党派を超えて、やはりこういうやり方ではないのかどうか、再検討すべきだということを申し上げて、次に移ります。

今、総務庁が大規模農業基盤整備事業に関する行政監察を行っている。そして、農水省に勧告を出しているわけだ。

この報告書を見ますと、例えば、平成七年現在、全国で干拓事業は四地区で行われている。千七百四十二ヘクタールと書いてあります。ちよつと飛ばしますが、「しかしながら、このような農用地造成事業については、昭和四十四年に開田抑制策に転じた際、その在り方を見直す必要があったと考えられる。」この開田抑制策というのは農水省が進めた政策です。こういうふうにして、つまり行政監察としては、あり方を農地造成については見直す必要があったと考えられる、こういうことを含めた勧告をいたしているわけでありまして。

農水大臣、この勧告についてどうお答えになるのですか。

○山本(徹)政府委員 開田抑制策を実施して以来、干拓によって造成いたしました農地は、野菜、麦、大豆等の畑作物を生産するための畑地を造成しているわけがございまして、これは先ほど御指摘ございましたが、中山間地域の耕作放棄地、これはいろいろな、まだ排水路が未整備であったり、傾斜地でなかなか効率的な農業生産ができないう、あるいは農業の生産条件が悪いといったような事情によるものでございまして、効率的な農業生産を実施するための……(菅(直)委員「干拓地のことを聞いているの」と呼ぶ)したが、いましめて、干拓地については水田以外の作物、これを効率的に生産するための事業として実施しているものでございまして。

○菅(直)委員 いいですか。言っていることにちやんと答えてください。今、中山間地の農地のことを私、聞きましたか。この十七ページに書いてあるのは、「平成七年度現在、全国で、干拓事業は」と書いてあるのです。その中で、この干拓事業についても、昭和四十四年の開田抑制策から見直す必要があったのではないかと勧告

しているのです。中山間地のことなんか言っていないのです。そういう中で、勧告が出ているのに対して大臣としてどう考えるか。局長が別のことを言わないで、大臣が直接答えてください。

○農本國務大臣 静かに話をすればわかることだと思ひますので、よろしくお願ひします。

この今回の行政監察において、陳早湾干拓事業については、行政監察庁の勧告は、「環境に十分配慮し、事業の進めよう状況に応じ、土地利用、営農等の確実性について確認しつつ、所要の検討を行い、必要に応じ事業計画の変更を行い、適切に対処すること。」この勧告を受けておるわけでありまして。

我々としては、この環境問題も十分検討しております。またこれからもいたしますし、営農等の確実性についても今確認をしております。また、いろいろな問題についての検討も行った結果、この事業をこれまでどおり推進していく、こういう結論で回答をしよう、こういうことでございまして。

○菅(直)委員 聞いていたでございまして、私の質問に農水大臣が答えていないというのがよくわかると思うのです。まだ陳早湾のことまで言っていないのです。私は、

こういうふうには言っていないのは、何回も言いますが、昭和四十四年に開田抑制策に転じた際に、こういった全国の干拓事業については見直すべきではないかと一般的に言っているのです。そういうことについて答えられないわけですよ。ですから、いよいよ次の問題に、今大臣が話された問題に移っていきます。

その数字を、これは局長でもいいですよ。

○山本(徹)政府委員 ただいまの数字の前に、開田抑制策が実施されて以来、干拓については、水田を造成する目的で実施しております。畑地を造成する目的で、効率的な農業生産、効率的な水田以外の農作物の生産をする目的で実施いたしております。

それから、ただいまの事業費でございすけれども、陳早湾の干拓事業の事業費の総額は二千三百七十億円でございまして、平成八年度まで、昨年度まで千五百七十億円を実行いたしております。今年度、平成九年度以降、残り八百億円でございます。

これまで、この千五百七十億円のうちで、潮受け堤防の建設に千三百三十五億円使っております。残りが、潮受け堤防の二百三十五億円及び内部堤防、地区内整備等の事業費でございまして。

○菅(直)委員 この勧告の中に、営農状況が異なります。関係市町の中核農家の数が、予定されていた当時の昭和六十年、四千二百九十七人だったのが、平成七年には二千七百七十人と半減している。

また、農地の売却価格、今十アル百十万というふうには伝えられておりますが、これで計算すると全部で幾らになるのでしょうか。百五十億程度でしょうか。しかし、この百十万というのがもし正しいとすれば、九州の畑地、畑の土地の十アル平均が五十五万だと、これも農水省のデータです。長崎県の平均が七十二万というふうには、きょう朝、農水省から報告を受けました。

確かに、平らな土地ですからもう少し高くなるのかもしれないが、本当にこの値段で買う人が出るのか、また、買ったときに採算が合うのか、端的に、簡単に答えてください。

○山本(徹)政府委員 事業計画を決定した昭和六十一年度の時点で営農計画をきちんと策定いたしております。具体的に、この陳早の干拓予定地では、バレイシヨ、タマネギ等の野菜経営、それ

から……(菅直)委員「金額のことを言ってください、時間がないのだから」と呼ぶ。これを現在の価格体系に引き直しますと、おおよそ七、八百万程度の所得が得られる見込みでございませう。

この地域への入植の希望者でございませうけれども、私どもはかねて周辺の農業者等にアンケートをとりましたところ、これは抽出でございませうけれども、四割程度の農家は、これから積極的に規模拡大したいと。また、この地域は春バレイシヨの日本一の産地でございまして、野菜あるいは畜産等の大変優秀な農業者が育つておられまして、若手の農業者でこういった地域に入植したいという御希望の方が大勢いらっしゃると思いますので、この地域でモデル的な、模範的な、効率的な農業経営が実現できるものと考えております。

それから、農地の価格でございませうけれども、ただいま私も十アール百十万程度で配分する予定にいたしておりますけれども、これは、全国農業会議所の調査に基づきますと、この諫早湾周辺地域の平成七年度の畑地の売買価格は十アール百二十一万七千円程度でございまして、この近傍類の価格で干拓地の農地を取得される希望者は多数出られるものと想定いたしております。

○藤本国務大臣 若干補足させていただきますけれども、干拓によって造成される農地の十アール当たりは、価格について、これが高いとか安いとか、いろいろ議論があると思うのです。

我々も長崎県とも今相談しておりますし、政府部内でも今検討しておりますことは、せっかく干拓によって大型の優良な平地の農地ができるわけにございまして、例えばこれを県が一括して購入して希望者にリースをして、非常に生産性の高い、コストの安い、そういう農業をぜひモデルとしてやってみたいかどうか、こういうような構想もございまして、営農計画については従来よりも一歩も二歩も今進んでおる、こういう状況でありますことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

○菅(直)委員 八郎潟も減反の対象になって、い

ろいろ造反も起きていますわけです。あの諫早湾のすぐそばも減反の対象になって、草ぼうぼうのところやあるいはハス池も拝見させていただきまして、ですから、それは安い値段にすれば、つまりは税を投入しているわけですから、国民全体の負担で安い値段で売れば、それは売れるかもしれない。しかし、それもまた減反の対象になる。

そこで、この勧告では、「農地として有効活用されない」と判断される場合には、必要な手続を経た上で、他用途への転用を図る必要がある。県は報告の中でも、他用途の問題も含まれているわけですね。つまりは、本当に農地として使われるのであろうか、そういう疑いも一部からは出ております。

そこで、きょうは余りたくさん時間がありませうので、問題点の指摘をしたということで、次の問題に移りたいと思います。

つまり、先日、私は藤本農水大臣に直接申し入れをさせていただきました。その中で私が申し上げましたのは、つまりは、こういった事業全体を再検討されたらどうか、諫早湾の事業全体をもう一度見直すことが必要じゃないですか。まだ総務庁の勧告に対する正式な答弁もしていない段階で、既成事実のように、あのギロチンと言われる潮どめをして、そしてマイナスメートルに内側を維持させる、まだ工事の途中なのにそれを強行するというのは、そういうやり方ではなくてもう一度議論したらどうですか。

その議論するに当たっては、内側の水のレベルを常にマイナスメートルに維持しておかなくて、週に何回か海水を入れて、そしてまた水面を下げておけば、排水の問題も、あるいは洪水の問題も——この六十一年の計画が正しいとすればです。正しいとすれば、そうした貯水容量も十分満たされるではないですか。また内堤防はできていないのですから、七千二百万立米と言われるものは内堤防がない段階ではもっと入るわけですから、そういう面立、つまりはこの計画をもう一度再検討する間は干潟の生物が死滅しないように週

何回か海の水を入れること、それによって周辺農家の洪水のおそれあるいは排水をしやすくするということは、この計画が正しいとすれば両立するではないですか、こう申し上げて、この間ずっと事務方の皆さんと議論をまいりました。

昨日もいろいろ議論しましたが、私が提案したこの排水門運用について、なぜおかしいのかという最終的な反論はいただいております。逆に言えば、そういうやり方が可能であるということはいろいろなデータが示しております。余り細かい数字は申し上げませんが、いかがですか。面立した運営が可能ではありませんか。

○藤本国務大臣 先般、大臣室におきまして委員からいろいろ御意見ございまして、私はその段階でお答えを申し上げたことをもう一度申し上げなければなりません。

この諫早湾の干拓事業というのは、干拓事業によつて優良農地の造成と災害防対策というのが二つの目的であります。その目的に沿って防災効果を発揮する、防災機能を発揮するように、潮受け堤防によつて外からの高潮を遮断し、また中におきましては、流れてくる雨による洪水を貯水池をつくることによつてここのためた防災効果を機能を発揮する。

それからもう一つの、この干拓事業によりまして優良農地をつくる場合には、これは淡水化をすることが優良農地をつくるためにはぜひ必要であるわけにございまして、この潮受け堤防をあげたり閉めたりすることによって海水が入ってくるというところは、淡水化をすることによって優良な農地をつくるということに対しては大きな問題がある。

また、これは地元の国会議員の方の御意見でございませうけれども、潮受け堤防を開くということになれば海水が入ってくる、地元の事情をわかっておる者からすれば、これは漁業民の絶対に賛成できないことであるにもかかわらず、その水門をあけることを言っておるのには地元の事情をわかっていない意見ではなからうか、こういうことでございませう。

私は、この防災上の見地、また淡水化による優良農地を確保するというところ、またこの水門をあけることによって漁業関係者の方々が大変な被害を受けることを防ぐ、こういう意味におきましては、私の立場においてこの水門をあけるということとはできない、かようなことを申し上げたわけにございませう。

○菅(直)委員 言葉も気をつけられた方がいいですよ。水門はしよつちゅうあけていられるのでしよ、つまり内側から水を出すために。ですから、水門のあけ閉めはしよつちゅうやっているのですよ。

今言われたこともだんだんこの数日間でも変わっております。当初は、洪水のおそれがある、マイナス一にしておかなければ七千二百万立米の貯水量が維持できない、こういうことを言われました。そこで、本当にそうかと思つて農水省の担当者といろいろ議論をいたしました。先ほど申し上げたように、完成時には千七百十ヘクタールのこの調整池、これに対してマイナス一からプラス三・二一という許容幅、計算すると確かに七千二百万立米になります。これだけあれば大丈夫だと皆さんは計画で言っている。しかし、今内堤防はないわけですから、あの潮受け堤防からこちらは三千五百五十ヘクタールある。もちろん水深の問題はありますけれども、少なくとも同じ三・二一という許容量を考えればマイナス一メートルにしろなくてもこの七千二百万立米が確保できるということ、つまりは、ついきのうも担当者を呼んで計算した、そうですと答えているのです。ですから、そういう意味では、この最終的な計画が正しいとすれば、まず最終的な計画で想定している、計画高水位というのだそうすね、計画高水位までは大丈夫ではないですか。

そしてまた、今言われました淡水化によることのメリット、また今から内側堤防つくるのではないですか。内側堤防つくる、今から内側の農地をつくるのではないですか。一カ月、二カ月あるい

は半年間ぐらい、海の水が来たからといって、淡水化が行われなかったからといって、今から造成しようとするところの農地の問題に何か支障が起きるのですか。

つまりは、私が言っているのは、永久的にこの事業をやめることを今決めると言っているのではないのです。意見はありますけれども、いろいろな意見があるのを議論する間は干潟を生かすように海の水を入れたらいいのではないですか。その結果、もしかして、議論して皆さんの言われる方が国民の圧倒的な多数が賛成されれば、それは計画どおり淡水化されればいいではないですか。その間のことを言っているのです。ですから、淡水化をしななければいけないという議論も全般的な外れであります。

また、漁業の問題。昨日漁業担当者も来られました。いろいろな方とお会いしました。いろいろなことはあるでしょう。今だって、この潮受け堤防を締め切ったから、あの排水門から流速は最高どのぐらいいきましたか。データを見たら二メートル数十、三メートル近い数字が出ていますよ。つまりは、どのぐらいの流速になったらどういうことになるのかはいろいろなケースがあるでしょう。それも私は担当者に言いましたけれども、排水門の運用の仕方によって、天気の良いときにはゆっくり水を入れてゆっくり水を抜いたって間に合うわけです。急に大雨が降ってきたときには、これは緊急時ですから急いで水を抜けばいい。そういうやり方をすればこの問題も十分解決できる。

そういう意味で、今の大臣が言われたことはすべて、今のままでやらなければ地元の方々の約束が守れない、この昭和六十一年の事業計画どおりにやらなければ守れない。しかし、この事業計画だつて最後の場面のことを言っているのですよ、マイナスメートルというの。途中でマイナスメートルというのをごさ書いてあるかと思つて調べたけれども、どこにも書いてない。そういう意味では、今申し上げたような運用を

やつて、ちゃんと国民があるいは国会があるいはいろいろな関係者がもう一度再検討する時間を干潟を生かした形でつくる、このことが可能であるし、やるべきだと思ひますが、大臣、どうですか。

○藤本國務大臣 いろいろ委員の御議論をお聞きしておいて、一番のポイントが排水門をあけるあけないの問題のように承るわけでありまして、

我々は過去の、仮に例えて言えば昭和三十三年の諫早大水害、死者八百名、浸水戸数四千戸から五千戸、この大水害を見ますときに、あの地域の特殊性、極めて短時間の間に予測しがたい雨が降つたという記録は、二年に一度ぐらいの記録で証明されているわけでごさいます。やはりこの事業は防災効果が非常に大きなものであるし、今度の潮受け堤防を完成したことによって地元の人たちがいかに喜んでおるかということもこの防災効果の証明になっておるわけであると思ひます。

委員は東京工大の御出身で、極めて技術的な議論を展開されて、それはそれなりに一つの御意見と思ひますけれども、しかし私どもの立場からすれば、少なくとも住民が過去何十年にわたつてこの諫早湾のゼロメートルまたはマイナスメートルの地域に住んで、雨が降れば、また外からの高潮に悩まされて、一年に二回も三回も稲を植えるを得ない、こういう苦しみも耐えてきたこの地区住民の不安、憂いというものを解消するということが、我々行政の立場で最もまず考えなきゃならぬことだと思ひます。

そういう観点からすれば、防災対策上、委員が御指摘のようなことが理論的に仮に可能であつたとしても、その防災問題を、危険に瀕するようなことは、我々としてはこれは到底できない、これが我々の考え方でありまして、

○菅直人委員 私、現地の皆さんに何度か、特にきのうはたくさんの方とお会いしました。私に現地の推進派の代表の方からの公開質問状も以前いたたいておりました。ほとんどの方が言われる

のは、今藤本農水大臣が言われたことなんです。つまり何か。今の既存の農地、今ある既存の農地の排水の問題や冠水の問題なんです。新たな農地が必要だ、こう言っている近隣の皆さんの話は私は一度も聞いたことありません。それは、いろいろ世論調査をしたらあるかもしれません。

今の既存の農地の、確かに排水が悪いのですよ。もともとが水準がゼロメートルとか、場合によつたら若干低いとか、しかも、確かに海がたまつているわけですから排水しにくいとか。ですから、私はこのことは何らかの対策は当然打たれるべきだと思ひます。もちろん、その中には陸先干拓、つまり、今回のような潮どめ干拓ではなくして、少しずつ前に出していくという干拓のやり方も長年やつてこられたわけです。また、きちんとした堤防と排水施設を持てば、これは当然水はけは確保されるわけです。何も三千五百五十ヘクタール潮受け堤防でばさつと切つて二千三百七十億円の巨額の費用をかけないで、今の既存の農地の排水とかあるいは洪水対策とかを確保する上では、ほかのやり方でもつと効率よく、もつと経済的にやれるはずなんです。

それなのに、この計画しかだめだ、だめだと言っているのは、まさにこの六十一年の計画を変えたくない。さつき、論理的には正しくても変えられない、それはどういふことなんです。論理的に正しくて変えられないというのだったら、論理的に間違つていても仕方ないということですか。

○藤本國務大臣 どうも、私の言うことを素直にとつていただきたいと思ひますが、それは、一つの考え方として、いろいろ提案された問題について考え方としては成り立つかも知れぬけれども、しかし、私が申し上げているのは、防災効果を、仮に少しでもマイナスになるような、防災機能を損なうような、そういうことには農林水産省としてはできない、こういうことを申し上げておるわけでごさいます。また、中央が地方が反対している事業を押し進めるといふことではな

て、この事業は、地方が熱望しておる事業を我々が協議をし、合意を進めておるわけでごさいます。地方分権というのは地方の声を生かすというところが地方分権でございまして、そのことを我々も念頭に置いてやつておるわけでごさいます。で、地方のそういう意見を全然取り上げないという、仮にそういうことであれば、地方分権の今の風潮に逆行するのじゃないか、そういうことを私は考えます。

○菅直人委員 地方分権一般については全く同感です。

ただ、公共事業については、多くの場合、現地は賛成なんです。私が十数年前取り組んだ石垣島の白保の埋め立てによる飛行場の問題も、現地の市長、市議会、ほとんど全員賛成でした。しかし、あの白保のサンゴ礁についてどう考えるのか、いろいろな意見があつて海の埋め立ては中止になつて、まだ今議論が残つておりますが、地方分権というところで現地が賛成しているから、それは、公共事業においては現地にいろいろなお金が流れる仕組みができていますから、そういう点では、一たん賛成した以上はなかなか反対しにくいというのはあるでしょう。しかし、そういうことを含めて今大きな見直しが必要じゃないか、そういう時期じゃないのですか。

そして、先ほど、今既にマイナスメートルで運用して大変効果があつたという言われ方をし、私に向けての公開質問状にもそういう記載がありました。私はよくわからないのです。何がわからないか。昨日いろいろな地元の関係者が来られて、きょうはこんな写真もたくさんついたものを送つてくれました。これを見ると、確かに従来よりよかつたところもあるけれども、従来、いわゆるあの潮受け堤防が締め切られるよりも悪くなったところも、ついこの間の雨で、あんなにいろいろな写真がここに出ております。ぜひ一度皆さんよく議論してみてください。つまりは、農水省は、よくなつたところだけを

ビックアップして、悪くなったところは報告して
いないのじゃないですか。現実、あの内側の今
の堤防のすぐ外にはたくさん土がたまっているわ
けですから、逆に言えば、水をマイナス一下げ
たらとってなかなか水が出てくれないというこ
ろが現実にあるのじゃないですか。そういうふう
に、何か結論を導くために、つまりは自分たちが
一たん決めたものを絶対変えたくないという、そ
の方針に沿ってすべての理屈をそろえるというや
り方は、私は、日本の政治をおかしくしている。
つまりは行政というものが変えられないものだ
ということを国民に押しつけようとしている。

私も厚生大臣をやったときにそれに近い経験
をしましたけれども、そういうものを変えることが
私は政治家としての閣僚の役目だと思いつた
で、どうか藤本農水大臣にも、ぜひそういった
トータルな判断から、従来の農水省の方針が正し
いのならいいですけども、時代において間違っ
ているという判断をするならば、思い切って変え
る、そのことをぜひ勇断をもって行っていただ
きたいことを申し上げて、あとは質問を譲りたい
と思います。

○藤本農務大臣 一般の公共事業、これにつ
いての見直しの問題は、総理からもお答えがござ
いましたように、私はそれは当然のことだと思
います。しかし、本件に関して言えば、たびたび
申し上げておきますように、この問題を見直す
ことには当てはまらない、かように考えてお
ります。

また、農林水産省の職員の問題について、都
合のいいところだけの報告というふうなお話
がございました。私は、我が農水省の職員に
ついてそういう職員は一人もいない、かように
考えております。

○菅(直)委員 それでは、私は終わります。

○石橋委員長 次に、安住淳君。

○安住委員 我が党の持ち時間はあと六分ござ
いますので、蚕糸とそれから生糸価格安定法の一
部を改正する法案について、二つほど質問をさせ

ていただきます。

これも行政改革と絡んだ話でございますが、千
七百年に及ぶ絹の歴史が我が国にあります。今
現在、私どもの国の絹の総産出額というのは、こ
れは一体幾らであって、それに対する行政の経費
というのが大体幾らぐらになつてゐるのか、そ
を簡潔にお答え願えますか。

○高木(賢)政府委員 平成八年度で申し上げます
と、絹の粗生産額五十一億円でございまして、
蚕糸行政の範囲は、これに生糸の部分のござい
まして八年度百八十九億円であります。蚕糸関係
の行政経費は、都道府県まで含めまして、これ
は、都道府県の分は厳密に私どもでちゃんと積み
上げるといふわけにいきませんで若干試算部分が
入りますが、七十一億円というふうに試算して
おります。

○安住委員 今のお話を聞いてもわかるように、
絹という産業は、歴史的な経緯がありますけれど
も、しかし、実際には五十一億円の産業でありま
す。それに対して行政の経費というのを七十一億
円もかけている、こうしたところに行政というも
のに対する不信というのか、私は、やはりこれは遅
きに失したのではないかと、そういう感を強くして
おるわけでございます。

それでは、実際に生糸の検査をして検定とい
うものに対してどれぐらいの職員が関与してゐるの
か。全国平均で見ますと、四百三十一人ござい
ます。そして国の職員の定員数、生糸の検査です
が、八十八人もいらつしやる。これは農水省、今
回改正をすることによって削減をしていく方向に
あると思ひますが、果たして五十一億円の総産出
額の産業に対して、これほどの行政経費というも
のが必要なのかどうか。これは常識で考えても、
五十一億円の産業に対して七十一億の行政経費を
使うといふこの問題をやはり私は無視できないと
思ひます。

藤本大臣、このことについての意見と、それ
からこれをどういふふうに改善していくおつもりな
のか、これをお聞かせ願えますか。藤本大臣、時

間がないので、どうぞ大臣の答弁でお願いしま
す。――大臣、時間がないので。

○藤本農務大臣 どうも失礼しました。

今御審議をいたしております法律案につきま
しては、農畜産業振興事業団の国産糸売買操作業
務の廃止、絹の強制検定や生糸の強制検査の廃止
などを盛り込んでおりますが、これによりまして
蚕糸関係の行政組織については簡素合理化が可能
になり、行政経費の縮減に資するものと考えてお
ります。

○安住委員 いずれこの農畜産業振興事業団等の
削減、ことは九人減らしたということござい
ます。これは大変悲しい残念な話であります。し
かし、我が国に八千人の農家の方々がいらつしや
います。これに対しての行政の経費のあり方が
今までのいはずがないと私は思ひます。

さはさりながら、長い歴史と伝統を持つてゐる
この絹織物として絹の産業が、付加価値を高める
形で品質といふものにこだわつて、本当に生き
残つていくために、では農水省としてこれからど
ういふことを考えていくのか。

行政の経費の問題と、そして同時に伝統産業を
残していくといふ、一方で非常に矛盾する話で、
難しい話でございます。しかし、それを両立をさ
せていかなければならぬのがこの問題の一番難
しいところだと思ひますので、そのところをど
うするか、最後に農産園芸局長と大臣、お二人
のお話を聞いて質問を終わりたいと思ひますの
で、よろしくどうぞ。

○高木(賢)政府委員 御指摘のありました行政経
費の削減につきましては、ただいま御審議いた
だいて法律の施行によりまして、大幅に縮減が
可能となると思ひます。もちろん、関係者の雇用
の安定といふことに十分配慮しながらそれを進め
たいと思ひます。

一方で、振興策といふことは、やはり絹は生糸
製業者に使つてもらわなければいけません。生糸製
業者のつくつた糸は機屋さんに使つてもらわな
ければいかぬといふことで、製糸、蚕糸、絹業が

一体となつた取り組み、いわゆるブランド化とい
うことを各地域地域で進めていって御意さんを
確保していく、こういう方向だろうと思つており
ます。

○藤本農務大臣 午前中も御答弁申し上げまし
たけれども、今後の進め方としては、高品質のもの
をつくつていくといふことに尽きるかと思ひま
す。そのためにいろいろな助成があるかと思
うわけでございまして、先進的技術の問題とか、
それからまた経営を安定するといふことが必要で
ございまして、複合化の問題もあると思ひま
すし、いろいろな面についてこれから力を入れ
て、振興のために頑張つていきたいと考えてお
ります。

○安住委員 終わります。

○石橋委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は質問に入る前に、まず委員
長に要望しておきたいと思ひます。

本日は蚕糸二法案の審議であります。先ほど
他の委員からも諫早湾の水門を一刻も早くあける
ようにといふ質問がございました。私も日本共
産党も、党委員長みずから現地調査を行い、そ
して諫早湾干拓事業が農地造成や防災効果の点で
も、さらに環境破壊といふ点でも大きな問題を抱
えているといふことを明らかにしたわけでありま
す。

農地造成の問題や防災上からも、きょう水門を
締め切らないとあしたから大変なことになると
いつた、一日、一刻を争うような話ではないわけ
であります。ところが、水門を締め切つて干潟の
生物を死滅させるか、それともそれを生かすため
に水門をあけておくかといふ問題は、それこそ時
間との勝負であります。一刻も早く水門をあける
べきであります。

その点で、水門を開くことに大変な大きな大
臣の姿勢は強く非難されなければならぬといふ
ふうに考えるわけでありますが、私は、当委員会
においてこの諫早湾干拓問題での集中審議を一刻
も早く行うことを強く委員長に要望するものでご

ざいます。お答えいただきたいと思ひます。
○石橋委員長 御要望はよく承りましたが、別途また理事懇話会でも相談を、協議をさせていただきたい、こういうふうに思ひます。
以上です。

○藤田(ス)委員 それでは、法案の質疑に入つてまいります。

養蚕農家は、わずかの五年間で四万四千戸から八千戸と、五分の一以下に激減いたしました。とりわけ九五年から九六年の一年間だけで約四割も減少し、主産地群馬では、九五年四十七百三十戸が九六年度には二千七百九十戸と、二千戸も減つております。このままでは日本から養蚕業の灯が消えてしまふ、その瀬戸際にあると言つていい状態にあるのではないかと私は思つています。大臣は、こうした状態をどう認識され、そしてまた養蚕業がここまで急速に減退した原因をどのようにお考えか、お聞かせください。

○藤本國務大臣 養蚕の農家数、生産量の減少につきまして委員が言われました状況は私もよく承知をいたしておりますし、まことに残念なことだということに認識をいたしております。

ここに至る経緯につきましてはよく御承知のとおりでございます。一方において需要が落ちる、それから安い製品また生糸が入ってくる、後継者難、いろいろな原因によりまして今日に至つておる、そのように認識をいたしております。

しかし、この養蚕の問題は、中山間地域におきましても非常に重要な作目でもあります。また日本の伝統的な文化であります絹織物ということも考えあわせると、政府としてはできる限りの振興策は講じていかなければならないものだというふうに思つております。

○藤田(ス)委員 私は、この法案の審議に当たりまして、産地の農家やJA、行政関係者のお話を伺つてきましたけれども、やはり農家が養蚕をやめていく最大の要因というのは価格の問題にあるというふうに見ております。

生糸の輸入、プレス繭の大量輸入、一部投資家

による生糸相場への乱入が糸価を乱高下させている影響から生糸価格が低落し続けて、基準繭価も引き下げられる。そして生糸の相場の価格によつて繭価が決められるという制度のもとで、再生産を保障するにはほど遠い繭価の水準では、経営を続けることができずにやめていくというのは当然のことです。

繭糸価格安定法は、生糸の価格ひいては国産繭の価格の安定を図ることによつて養蚕業の経営の安定を図ることを目的にいたしました。農水省が昨年の十一月に出しました農産物価格安定制度の概要の中でも、制度の果たす役割についてこう書いています。「糸価・繭価は変動が激しいという性格を有するため、当制度により糸価の安定、繭代の確保等を図ることで製糸業・養蚕業の経営の安定に資している、こういうふうになっているわけです。」

今回の法改正で法の「目的」から価格の安定を削除することは、養蚕経営の安定を図ることを農水省が放棄するということではありませんか。

○高木(賢)政府委員 御提案を申し上げております法律改正後の新しい法律におきましても、第一一条に「養蚕業の経営の安定」ということを目的規定に明記をしております。そういう放棄する考えは持っておりません。

○藤田(ス)委員 それならば、どういうふうにして農家の所得の確保を図つていこうとしておられるのか、お聞かせください。

○高木(賢)政府委員 新しい法律、制度におきます核をいたしまして、これは生糸の実需者輸入制度というものを位置づけております。これは、海外からの安い生糸がそのまま裸で入つてきたのでは国内の養蚕業に重大な影響を受けるということで、実需者輸入制度ということで、一定量に数量を絞るということが第一点でございます。それから第二点は、輸入に伴ひまして輸入糸調整金というものを徴収する、これが第二点でございます。それから第三点は、その輸入糸調整金を活用いたしまして、養蚕農家の所得の確保に充てるた

めに、事業団を徴収者として、製糸業者を通じて養蚕農家に助成をする、こういうことの規定は法律上持っているわけでございます。

ただ、それだけでは足りない事態がございます。平成五年に四者で合意されました、六年から実施されました運用上の制度でございます。その当時から、法律上の制度ということではないのですけれども、取引基準繭価の制度を設けておつて、それを養蚕農家の収入の最低の目安とする、こういうことをやっているわけでございますが、これは、改正後におきましても引き続き実施する考えでございます。

○藤田(ス)委員 結局は、国境措置やあるいはまた取引指導価格を堅持していきたいということをおっしゃるわけですが、これらが将来にわたつて継続することには、何ら確約がない、非常に脆弱なものだと言えないでしょうか。

農水省が取引指導価格を堅持して所得を確保していくようにするとおっしゃるけれども、これはあくまでも四者合意によるものであつて、法的な裏づけがないわけでありまして、政府の単年度ごとの予算措置も、将来にわたつて確保できる確約はありません。財源とされていく輸入調整金についても、ことしも百円の引き下げが行われております。また、国境措置自体についても、WTOの再交渉でどうなるのか、大変これは難しいことであります。

当面のところ現在の国境措置を維持する、そういうことを先ほどからも、参議院の審議の中でも農水省はおっしゃいますけれども、当面のところ、これが農水省の姿勢ではないでしょうか。

現在の養蚕農家にとっては、取引指導繭価千五百十八円の保証が最低の生命線とも言ふべきものであります。それすらも、そうした継続の根拠のない当面の措置ということであれば、それで将来を見通して安心して経営が続けられると考えられますか。

○高木(賢)政府委員 先ほども申し上げました、新しい法律の「目的」におきましては「養蚕

業の経営の安定」ということを明記してございませう。その目的のもとで、この仕組みの核となります。国境調整措置、すなわち実需者輸入制度並びにその調整金を徴収する仕組み、そしてその調整金を活用して養蚕業振興業も行う仕組み、こういう核になる事項はきちんと法律上明記してあるというふうな考えでございます。

取引指導繭価は、先ほど申し上げましたが、従来から、法律上の仕組みということより、関係者の合意にまず立ちまして、それから、当然政府部内でもそれを妥協として必要な助成措置を講じてきているわけであります。今後とも取引指導繭価の仕組みは堅持をしていく、こういう考え方でございませう。

○藤田(ス)委員 だから、質問は、堅持していくと言つても、本当にそういうふうに確固としたものがないじゃないかということをおっしゃっているわけですが、違いますか。だから、あなた方は二言目にはブランド化の問題も持ち出されて、ブランド化によつて価値の高い製品をつくつて繭の価格を実現する方向を追求していきたい、そういうふうな言つていらっしゃるんでしょ。違いますか。

○高木(賢)政府委員 取引指導繭価につきましては、これは堅持をしていくということ、いわば最低限の価格の実現の措置として考えております。

ブランド化は、それともう一つ、さらに高い収入を得るために、質の高い繭あるいは他と差別化された繭、生糸の生産によりまして、特定の絹織物などの需要と結びついたより付加価値の高い繭、生糸の生産によりまして、さらに高い価格の実現を目指す、こういうことであるところと関係者と相談し、運動としても推進しているところでございます。取引指導繭価と何か代替するものとしてブランド化ということをおっしゃっているわけではないわけでございます。

○藤田(ス)委員 大体千五百十八円自身が、生産費が三千五百三十円と言われている中ではその二

分の一にも満たないという点では、大変な価格に
なっているわけです。そういう中で、もう経営が
続けられないということになってきているわけ
です。しかも、そういう取引指導の継続とい
うことについても大変根柢が怪しいというこ
と、今の御答弁でも明らかではありませんか。

私は、価格の維持がブランド化にかかわるもの
などと言っているわけじゃありませんが、しか
し、あなた方がブランド化ということに二言目
には持ち出される。そのこと自身は私は評価し
ています。ブランド化そのものを否定しているわ
けじゃありません。

せんだつても春名議員が愛媛の野村町を訪問し
ておりますが、ここでは町が建設した絹織物館を
中心にして、生繭から糸をつくる、塩蔵の復活だ
とか、座繰りなどの古い製法で糸をつくるなど、
ほかには糸、織る側が望む糸をつくる、織物
業者がキロ一万八千円から二万円で購入する見
通しをつけています。そしてまた、一方では、生
産者に二千五百円の手取りを保証して、全量買
取りをする仕組みもつくっています。技術指導も
して、織り、染めまで一貫した産地にしていこう
と取り組んでいるわけでありまして、大変涙ぐま
しい取り組みであります。

私自身は、先日京都の福知山に参りましたけ
ども、ここでも、京都の繭で京都の織物をとい
う呼びかけ、取り組みが始められようとしてい
ます。

そこで、私は改めて伺いたいのですが、農
水省はこのようなブランド産地育成を支援する
と云っておりますが、現在の進捗状況はどうい
うふうになっているか、お聞かせください。

（委員長退席、小平委員長代理着席）

○高木（賢）政府委員 繭のブランド産地につ
きましては、平成七年度から国の予算で繭ブラン
ド産地育成事業ということで推進を始めました。
平成八年におきましては、二十五地区四十一市
町村がブランド化の取り組みをされております。
試作品を含めて、製品ができ上がったものの中
で

きてきております。

こういう取り組みの中では、川下業者との連
携のもとで高級絹織物用の糸の太さの細いもの
、そういう生産に必要な高品質の繭づくりに地
域ぐるみで取り組んでいる事例など、既に先進
的な事例があらわれてきております。

御指摘の野村町につきましても、そうした取
組みの一環としてお取り組みをされているとい
うふうにお承知しております。この予算措置の
中で、野村町が必要とする施設についてもその
整備についてお手伝いをしたわけでございます。

九年度はさらにその予算を拡充いたしまして
、新製品の試作とかアンテナショップの設置と
か、マーケティングやPR活動の充実であります
。あるいは良質繭づくりと低コスト化を図る生
産体制の整備とか、こういうことに今取り組ん
でおります。これはただ役所が何か唱えるとい
うのではなくて、養蚕団体、関係者を含めて、
やはりこの道が活路を開く道であるということで
一体となって取り組んでいる、こういう状況に
ござります。

○藤田（ス）委員 ブランド化に取り組んで
いる産地がどれだけの生産者やあるいは生産
量をカバーしているのか、この点も聞かせて
ほしいのです。

もう一点は、ブランド化することで養蚕農
家の所得の向上を図っている、こういうこと
であります。現在ブランド化に取り組んでい
る産地で、生産者の手取りの確保はどのよう
な状況で、野村町のように、一定の高い水準
の価格が安定的に生産者に保証されている
産地がどの程度あります。そこを明らかに
してください。

○高木（賢）政府委員 ブランド化に着手
した産地の中で、既に試作品を含めて製品
をつくっているのが十五事例ござります。こ
れは、八年産繭ベースでいいますと、およそ
二百五十トン、八割というござります。先
ほど申し上げましたように、まだ緒についた
ところでありまして、これを推進したいとい
うことで考えております。

それから、実際にどの程度の値段になっ
ているかということにつきまして、率直に
申し上げまして、申しわけありませんが、
まだ調査が行き届いておりませんが、こ
れは当然どこに使うか、だれを顧客にする
かという全体の計画を立てて進めてお
るわけでありまして、いわば契約栽培的な
意味合いも持っております。関係者
の間では、価格については大体取り決
めが行われた上で取引が行われているとい
うふうにお承知をいたしております。

○藤田（ス）委員 野村町のような例は、
結局所得保障という点では見られないとい
うことで、端的に言えば、それはないわけ
でしょう。ブランド化によって所得保障し
ていく、そういう例はないわけでしょう。
簡単に結構です。

○高木（賢）政府委員 野村町のように
町とか農協が助成しているということは
余り伺っておりません。

むしろ、需要者たる製糸業者、織物業
者が相応の値段をつけて、それで繭生
産者につくってもらう、こういう値段
なりやっているとだけ言えます。こ
うことでつくっているということ、か
なりの値段、例えば二千元とかそれ
以上の値段で引き取りが行われてい
る、こういう事例はござります。

○藤田（ス）委員 養蚕農家がこれなら
やれるという繭の価格を実現する体制
を地域でつくったということ、実際
にシステムづくりが始まった産地
でも実はなかなか大変なことであり
ます。

もう御説明がありましたが、野村町
でも、第三セクターである地域振興セ
ンターが全量二千五百円で買い取
るという価格で販路の確保ができた
のは、野村町の長い歴史を持つ伊予
生糸の産地としての技術、ブランド、
つながりがあったから見通しが立
ったのだ、そういうことです。その
上、町が百五十万円持ち出しで価格
保証制度を確立しているわけであり
ます。福知山では、京都の繭は京都
の織物にと活路を見出そうとしま
すが、京都には製糸工場がもう一
カ所ありません。そこで、島根の
第三セクター

の製糸工場まで繭を送っているわけ
ですが、そこでは、果が負担してい
る工場でなぜよその糸をつくらな
ければならないのかというよう
な意見も出ていて、製糸工場を確
保するのさへ安定しているとは
言えない状況にあるわけであり
ます。

また、ブランド化で良質の繭をつ
くらうとすれば、お蚕さんの繭の
値が高くなるし、それから、と
れる糸も当然減ってしまいます。
結局農家の手取りは変わらない
んじやないかという点ではな
かなか農家自身も踏み出しに
くい。おまけに、年六回の繭
づくりのうちに、平均して高
品質で値の高いものを生産で
きるかというと、それがまた
そういうわけにはいかない。
だから、意欲を持っても非
常に大変な状態でありま
す。

しかし、伝統ある産地、技術を残す
ために関係者は必死の努力をして
いるわけでありまして、から
ブランド産地の育成支援の強
化はぜひに求めておきたい、
私はそう思います。後ほど大
臣の御答弁を求めておきま
す。

なお、繭の価格を実現するとい
う点は、ブランド化によつてそれ
を実現するというのは大変なこ
とでありまして、今、日本の養
蚕業に幾らも時間は残されて
いない、私はそういう危機感
を持っています。その点から
も、農家の手取り確保の措
置、価格支持制度が別途と
られなければ、産地の努力に
もかわらず、ごく限られた
産地の限られた生産者以外
は結局やめざるを得ない
ところを追いつまされてい
るのではないかと、い
うふうにか考
えますが、御答弁を求め
ます。

○高木（賢）政府委員 既に養蚕の
産地は、北関東あるいは東山とい
うような背骨をなす地帯、ある
いは中国地方、四国地方とい
いますか、そういう背骨をなす
地帯にかなり限られてきては
おります。ただ、それぞれの
地域におきましては特産物
的な位置づけにもなってい
ますし、各県、特に群馬県
などは相当県としても力を
入れて、主力の振興を養蚕、
製糸、絹織物を通じて図ら
れておるといふように承知
をいたしております。

いうのが私どものブランド化の推進の考え方でございます。これにつきましてさらに力を入れていきたいというふうにも思っておりますし、また、新たに特産物として養蚕に取り組むという構想を持っておられるところもございます。そういったところに対して必要な支援をしたいと思います。このように考えておるわけでございます。

○藤本國務大臣 先ほどからいろいろお答え申し上げておりますけれども、今後の我が国養蚕業につきましては、生産性の向上を図りながら、高品質の国産繭、生糸の生産を推進していくことが肝要であるというふうに考えます。

そのために、いろいろな先進的技術を導入するための助成であるとか、また経営安定のために複合経営を図っていくとか、さらに川上、川下との連携を図りながら、高品質で特徴のある、そういう製品をつくっていくことが大事だろうと思っております。これは先ほど来言っておりますが、御指摘のように、この伝統的な産業がこれからも頑張っていくだけであるに過ぎない限りは応援をしてまいりたい、かように考えております。

○藤田(ス)委員 私は、伝統的なこの産業、しかも非常に少なくなってしまう産業をなお本当に維持していくために今一番やらなければならぬのは価格支持制度、それを別途とらなければならぬというのを申し上げておるわけです。

野村町の経験から何よりも学ばなければならぬのは、一九七〇年の七百八十五戸から二十戸まで養蚕農家が減ってしまったこの野村町で生産者が話し合いをし、価格が最大の課題だ、養蚕を続けられる価格としてどうしてもキロ二千五百円が必要ではないかということでは先に設定し、それで全量買い取りをする価格保証制度をつくっていった、私はこれが非常に大事だと思います。それでも、なおかつ、この二十戸の農家は生産継続で踏みとどまっているわけですが、農家に聞くと、お蚕さんを生コンを食わしている。何を言っているのかという、日ごろは土方だとか日雇いなどで養蚕を続けられるように別に稼ぎをとって

いる、そういうふうにして頑張っておられるわけです。みんな畑は守りたい、三千円なら何とか後継者を入れようかということになるが、というのが圧倒的な養蚕農家の声であります。

そこで日本共産党は、繭の適正な生産費をもとに保証基準価格を設定し、繭の標準販売価格がこれを下回った場合は生産者補給交付金として国の負担で生産費を補償する不足払い制度を設ける修正案を提出いたしました。

本気で養蚕を維持しようとするれば、生産費を償い、再生産を保障する価格保証が不可欠であつて、法的裏づけがある不足払い制度をつくるべきだと考えますが、いかがですか。

○高木(賢)政府委員 蚕糸関係の制度の運営に当たっております私どももいたしましては、やはり関係者の合意を得た取引指導組織の仕組み、これによって対応するのが一番いいというふうに思っております。これは先ほど来言っておりますが、単に業界の方々が賛同しているわけではなくて、政府部内におきまして、関係省庁とともにそういう仕組みをとるといふことについては合意してやってきております。そういうことでありますので、それ以上の措置というものは要しないものと考えております。

○藤田(ス)委員 この問題は、JAの皆さんに聞きましたも、要するに日本の養蚕業の暮引きではないか、そこまでおっしゃっておられるわけでもない。そして、事は養蚕だけの問題ではない、ほかの農産物価格にも影響する。つまり、行革の名のもとに、養蚕が突破口になるのではないか、そうならば日本の農業、農村が崩壊するのではないか、そういう非常に深刻な受けとめをしているのです。だから、私はどうしても、やはり経営が続けられる価格の保証ということをお求めおきたいと思ひます。

最後に、繭の検定制、これを一問だけ質問をいたしますが、要するに、今回の措置で生産者は大変強い不安を持っておりますから、最低限ブロックごとに検定所を残す、あるいは、検定を希

望する農家の要請にこたえられる体制を公的に確立することが必要であります。検定を継続する府県に対しては国が財政措置をとるなど、検定料金が引き上げられて農家負担が増加しないような具体的な措置を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○高木(賢)政府委員 任意制度化した後の繭品質の評価につきましては、生産者と需要者がみずから行うということが基本であるとは考えられますけれども、依然として、やはり取引に当たりまして第三者による公正なる繭品質評価を求めるニーズは強いと思ひます。そこで、引き続き繭検定制を継続する都府県、それから繭品質評価能力を有する民間の機関、これらによりまして、これらのニーズに対応していきたいというふうに考えております。

都府県の対応方向を聞き取りで調査をいたしました。現在繭検定をみずから実施している二十四果のうち、任意化に伴い廃止すると回答した果は六果、やる、維持すると言っているのが三果、十五果がやる方向で検討するということでございます。繭の品質評価を求めるニーズには対応が可能であると思ひます。

ただ、ブロックで一つの機関とか、必ずしもそういうことではなくて、もしそういうやめるような果の養蚕農家がどうかということになれば、評価体制を引き続き維持する果あるいは民間機関へのあつせん調整とか、こういった労は私どもとしてとっていきまして、その繭品質評価を必要とする取引当事者のニーズにはおこたえしていきたいと思ひます。

それから、財政負担ということでは、なかなか難しいというふうには思っておりますが、評価方法の開発とか、それに基づくガイドラインの提示とか、そういったことで取引の関係者の方々の便宜にできるだけ合うような、そういうことでの御支援は申し上げていきたい、やっつけていきたい、こういうふうに思っております。

○藤田(ス)委員 時間が参りましたので、これで

終わります。

○小平委員長代理 次に、北沢清功君。

○北沢委員 私は、社会民主党の北沢清功でございます。

久々の農水委員会への出席、発言の機会を与えていただいたわけですが、率直に申し上げて、私自身非常に複雑で、心の中に何かぐっと上がるような感じがいたすわけでございます。

というのは、私は山国の長野県の出身でございます。まして、かつては長野県岡谷市は、地方の製糸業や、日本の近代国家を形成するための、当時の輸出産業である生糸というものは、まさに日本の、今の自動車産業に匹敵するような実業の中心地でありました。そういう中で、戦後の高度成長の中で、私は、一つには、果たはこの生糸と養蚕業というものは、ある面では生活保障の担い手であり、ある面では山村における社会保障を担っているんじゃないか、そういう感じがしたわけですが、ここへ来ましてぐっと生産が落ち、戸数が今では八千戸を割るというふうな、極めて悲しむ事態になっております。

私は、このたびの繭糸価格安定法の一部を改正する法律案、さらには製糸業法、蚕糸業法の二法の廃止等でございますが、これは、この法律が現状に即さなくなつて制定当時の意義がなくなつたということであろうかというふうに実は思つておるのですが、しかし、ここ平成五年からの低落傾向というのは実に厳しいわけでございます。今もお話がございましたように、平成七年度から八年度の前年対比というのは四四％の減でございます。これは果たして構造的な面での減であらうか。いわゆる生糸の内外価格差の開き、それから山村地域における労働力の老化というものであるというふうには思ひますけれども、私は、やはりそれ以上に何かあるのではないかという思いを実は持っております。その点について、どういった認識を持たれているかということについて、ひとつ局長さんから御答弁を煩わしいと思ひます。

○高木(賢)政府委員 繭糸価格安定制度は、もと

もとはやはりある一定の水準の国産糸の価格が実現されることを前提にいたしまして、その糸の値段に見合う繭の値段を養蚕農家に払うということと動いてきたわけでございます。

ただ、海外から絹製品、ネクタイなりブラウスなりその他織物等々が、安いものが入ってまいりますと、機屋さんの方は安い値段でなければこれは対抗できない、したがって原料たる糸も値段を下げてくれ、こういう御要請が強くなってきたわけでございます。機屋さん自身の経営が非常に不安になるということになりました。そして、糸の値段が低くなりまして、繭代として払える値段も低くならざるを得ないということで、ぎりぎりの値段が設定されてきたわけでございます。

その後さらに、その糸の値段ではまだ機屋さんはやっていけない、こういうことでございまして、それより下がった低い値段でなければやっていけないということで、織物業者さんの御了解も得まして、織物業者さんもお協力金という形で養蚕農家の所得補てんにお金を出す、こういう仕組みが平成五年の合意によって六年から実施されたわけでございます。

このように、一定の糸の値段を維持して、それによって繭の値段を確保する、こういう仕組みがとれなくなってきたわけでございまして、一定のサイクルで糸の値段が上がったり下がったりする、これが機能しなくなったわけでございまして、これはひとえに、そういった海外の需給なり価格の動向を反映しました国内の構造的な糸価の低下傾向によるものでございます。それに対しまして、取引指導繭価という概念を導入いたしました、これに必要な補てんをしている、七年度からは国費による助成事業も開始したということでございます。

そういった事情でございまして、国産糸の世界が狭くなりましたので、買ったり売ったりして糸の値段を支えるという事業団の仕組みも、これも今の時代にとって適切でない、こういうことで御判断をされまして、この際、廃止ということで御

提案申し上げているわけでございます。

そういう過程で、繭の生産量も減少し、また繭生産農家も減少をいたしました。特に、平成七年から八年にかけて大幅に減少をいたしました。これは糸の値段がその当時大変低迷をいたしました、製糸業者の方が繭は引き取れないとか、もう清算してお金を払うのはやめだとか、こういう事態が生じまして、それが広く養蚕農家の意欲を喪失せしめた、それによってリタイアや他作物への転換に拍車がかかったというのが実情かと存じます。

なお、ことは、平成八年に繭の所得確保の措置を強化したということもありまして、平成九年産につきましてはそれほどの、若干減少はするようですが、それほどの減少にはならないというふうに見込んでおります。

○北沢委員 減少しているという御答弁ですが、私はやはり、平成七年における、繭を引き取らぬよという製糸家の皆さんの問題等のございまして、当時生産農家の皆さんが非常に不安であつたわけですね。ですから、そういう意味で、将来に対する見通しを失い、意欲を失ったということが偽らざるあの当時の状況じゃないかということと私は感じます。

それで、問題は、今この法案が廃止をされ修正をされる中で、考えられることは、やはり国境調整措置の調整金、それからいわゆる最低繭価の取引の指導価格であり、またいわゆる四者のスムーズな協議による価格の決定が、それだけが実はこれらの養蚕業者の皆さんに対する望みの綱である、頼りの綱であるというふうには私は感ずるわけでありまして、ここら辺を、やはり農水省としては相当強力な指導性を持っていかないとかなかなか、法的には保障されておられないので、さらになりわいとしての養蚕がなくなりはないかという実情は思ひしております。そんなことで、そのことは強く皆さんに御要望申し上げたいと思ひます。

もう一つ大事なことは、じゃ生き残る道はある

のかということでありまして、さあ生き残る道は何かということとは、そのことは、やはり浮揚策といいますが、養蚕業を浮揚させるための道筋といふものをもっとはつきりお示しにならないければならぬわけでありまして、先ほどからいろいろとそのことについてはお話がございましたので、改めてそのことについてお尋ねを申し上げます。

○高木(賢)政府委員 やはり養蚕の振興のために、蚕の製品たる繭を使う製糸業者、それからその糸を使う機屋さん、これらが一体となって当たらなければ、今の外国からのいろいろな輸入攻勢には勝てないと思ひます。そこではやはり高品質のもの、差別化されたものということで、特質を持った製品を、関係者が同一意見を交換し、合意をいたしまして、これで取り組み体制をつくるということが一番肝心であろうと思ひます。関係者一同、これをブランド化と呼んで、この取り組みを今進めているところでございまして、全国の養蚕主産県並びに養蚕団体、皆さん方一体となつてブランド化による活路を開くということで取り組んでいただいているところでございます。

○北沢委員 ブランド化については、実は、例として、私の町は天蚕というのが日本一の実は産地でございます。たつたの十六キロぐらいしか産出しませんが、非常に美しい繭のダイヤと言われ

るものであつて、非常に美しい繭でございます。また、綿布でも、最近非常に細い繭の繊維で織る繭物が非常に受け入れられておたり流行になつておるわけですが、生糸も、やはり極細ということになると、生産者の繭の品質そのものもそうですが、やはりそれを織る、または製糸をする工場は技術力といひますか、そういうことも非常に私は重要になつてくると思ひますので、先ほどお話がございましたようなブランドの振興策とあわせて、これらの工場とか絹織物等についても積極的な開発の資金なり援助をしていく必要があるはしないか、そういうふうには感じますが、いかがでしょうか。

○高木(賢)政府委員 補助事業なりでは、やは

り、地域としてお取り組みになるということであれば、これはいろいろな面で御支援申し上げたいと思ひます。それから、個人としてまたお取り組みになるということであれば、農業改良資金などの制度融資によってこれは支援をしていきたいと思ひます。

いずれにしても、今養蚕産地の推進員というものも設置をしておりますので、そうした人の技術力も活用しながらこの取り組みについての支援をしていきたいと思つております。

(小平委員長代理退席、委員長着席)

○北沢委員 私は、今残っている製糸会社というのは、規模はそう大きくないし、また合理化が非常に進んでおります。そういう中でやはり生き残るために、技術力や機械を改良して積極的に取り組んで生き残りの道をかけておるわけでありまして、また養蚕家もそれにこたえるような繭の生産をする、そのことによって高付加価値を出すというふうなことがなつております。そこら辺の、非常に製糸業者も大変苦しんでいるということと御理解をいただいて、個人だとか地域だということとでなくて、地域は地域ですが、そのものずばりやはり取り組みのような施策が考えられなければならぬのではないかと、そういう思いをしておりますので、この辺については強くひとつ実現に向けて要請をしておきたいと思ひます。

それともう一つ、今までの養蚕を取り巻く背景というものは、生糸も含めて、非常に大きな、巨大な組織を持っていると言つても過言ではないと思ひます。先ほど民主連の方からお話があったことにはいかなないわけですが、現状の研究機関などは世界に冠たる養蚕の研究を持っていると私は思ひますので、そういうものを含めて、今後、都道府県の繭検査それから養蚕産地育成推進員、それから都道府県の部局があります、またそのほかには事業団がございまして、そういう皆さんの今後における方向性というものは相当はつきり示していただきなから、しかもその雇用については、安心

して働けるような条件、安心して転換できるような条件をやはり進めていかなければいけないのではないかと、そういうことを強く実は要請をいたしたいと思ひますし、また、この面についてのお考えもお聞きをしたいと思ひます。

これは事業団に絞って申し上げますが、先ほど定数の問題については御答弁がございました。合理化の段階的計画の中で発生する余剰人員の雇用は一体どうするのか。また、雇用が確保されたとしても非常な労働条件の低下になつてはならないわけでございます。それからもう一つは、実際の事業団で働く労働組合の皆さんとも十分協議をして、やはり納得のいくような形で実行する必要がありますと思ひますが、時間があるまいと思ひます。そこら辺を含めて御答弁を願ひたいと思ひます。

○高木(賢)政府委員 農畜産業振興事業団につきましては、国産系売買操作業務の廃止などの業務量の縮小に応じまして、平成九年度から十一年度の間に畜産部門の大幅な合理化を図ることとしております。八年度三十人、これを九年度から十一年度、三年度におきまして減じまして、平成十二年度には六人程度にするという予定を定めております。その際には、当然のことですが、雇用の安定に十分配慮して、事業団の畜産、砂糖部門などへの振りかえとか、本人の御納得が得られれば、他機関への異動というようなことで実施をしていくつもりでございます。

さはさりながら、雇用が確保されたとしても、労働条件の低下ということについてどうか、こういうことでございますが、基本的に事業団の職員でありまして、事業団の方で考えになるべき問題ではありますけれども、合理化によって他部門へ配転するに当たりましては、その職員の労働条件が低下することのないように事業団を指導していく考えでございます。

それから、組合との関係でございます。今、事業団には畜産労働組合、畜産労働組合と二つの労働組合がありまして、従来から、節目節目に、随時団体交渉とか事務折衝を通じて状況

況を説明してきております。今回の畜産部門の合理化につきましても二つの労働組合に対し説明しておりまして、理解と協力が得られるような対応をしているというふうに承知をいたしております。

農林水産省といたしましても、健全な労使関係のもとに畜産部門の合理化が円滑に進められるよう、今後とも事業団を指導していく考えでございます。

○北沢委員 最後に、大臣に御決意についてお尋ねを申し上げたいと思ひますが、私が冒頭申し上げましたように、養蚕業は、日本の今日あるのを支えて発展をさせた基礎でございますし、また、着物を含めて、伝統的な文化を持っておりますわけでございます。私は、効率が悪くても地域にそれを志す業がある以上、これはなりわいでございます。業でございます。そういうものがやはり存続できるように、どんな辺地であろうとも地域に生きていく道をつくるのが政治の大きな目標であります。最近、非常に効率主義が言われている中で、この面については、積極的に振興策や養蚕業のきちんとした、不安のないような見通しが示されるように、大臣から改めて御決意のほどをお願いいたしたいと思ひます。

○藤本國務大臣 先ほどから委員が御指摘になられましたように、私も、養蚕業のこれからの振興につきましても、できる限りの助成をしていかなければならないというふうに思っております。

高品質のものをつくる方向に向かって、そしてまた、先進技術を導入したり複合経営によって経営の安定を図ったり、さらには、川上と川下と連携をいたしまして高品質な製品をつくっていく、こういう点についてできる限りの助成を図ってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○北沢委員 よろしく願ひします。

○石橋委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 二法案が提案をされたわけであります

すが、この法案によって、この処理によって、先ほど来お話がありますように、明治、大正、昭和と日本経済を引っ張ってきたこの日本の養蚕業の歴史的な撤退というふうな感を受けるわけでありまして、そういう意味では、一抹の寂しさも感じますし、感無量なところもあるわけでありまして、そこで、この法改正で、あと農水省の仕事としては主として国境措置ということになるわけでありますが、言葉をかえましますと、撤退をさせていただきますのか。つまり、残された養蚕業というもののどこかかわつてどういふふうにするのかという基本的なところをひとつ明らかにしておいていただきたい。

それからもう一つは、千五百十八円という取引指導価格というのがあるわけでありまして、これは当面、きちんとこの仕組みを守つていただかないとどうもうまくいかなない、残つた生産者のよりどころにもなつていくわけでありまして、この仕組みはきちんと守つてほしいというふうに私は思ふわけでありまして、その辺をまず、見解をお聞かせください。

○高木(賢)政府委員 これからの養蚕政策の基本的な枠組みに関する御質問だと思います。

私どもは、御指摘のありましたように、養蚕業の経営の安定ということが大目的でございます。そのための中核的な手段が国境調整措置であるというふうに認識をいたしております。

まだまだ海外の繭なり生糸の方が大幅に安いものですから、そのままダイレクトに入つてきたものでは、これはもうあつても倒れてしまふ、こういうことでございますから、国境調整措置を堅持する。それは、輸入数量の問題とストレートな価格に調整金というところで上乗せをするという二つの措置が堅持をされるべきであるというふうに考えております。

そういう状況のもとで、一定の糸価水準、糸を使う側の方からすればできるだけ低い方がいいというところにもなりますが、やはり製糸業者が成り

立つだけの生糸価格の水準というものを維持しなければいけないというふうに思っております。そのために輸入量の調整を弾力的に行うということを考えているわけでございます。

その上で、製糸業者が一定の繭代を払う。しかし、その繭代だけでは到底養蚕家はやっていくわけにはいかない。九年度の価格の決定のベースで申し上げますと、製糸業者は一キログラム五百円払えばいいということですが、これでは養蚕家は到底やっていけませんから、取引指導価格というものを関係者の合意のもとに設定しておりますが、千五百十八円、最低それだけはお払いくださいということで、農家の手取りになるようにということで設定しております。その間を調整金を原資とする助成措置あるいは国費を原資とする助成措置で対応する、こういうことにいたしているわけでございます。

したがいまして、この取引指導価格は、各種の助成措置のいわば前提となるものでございまして、これは四者の合意に基づくものであり、政府の関係者の合意でもあり、そういうことでこれを定着させて進めていきたい、このように考えております。

○堀込委員 そこで、国境措置でございますが、事業団による一元輸入、そして輸入調整金の徴収業務、それから、それを財源にしながら流通円滑化奨励金事業をやっている。お聞きをすることによって、大体平成八年で約三万四千億、十九億ほどだ、それから奨励金交付事業が十四億弱というふうなことをお聞きしているわけでありまして、そういうことでこれからは統括していく、そして千五百十八円の養蚕農家の所得も確保していくという答弁でございます。

さはさりながら、この仕組みはやはり養蚕農家、絹業、蚕糸、それぞれいろいろ意見があるのだらうというふうに思ひまして、そこはやはりきちんとして調整をしながら、理解をいたしながらやっていかないとやっていけない仕組みになる可能性がある。したがって、その辺、絹業、蚕糸の

皆さんの御意見もありでしょうし、将来にわたってどんな状況なのか、それをひとつ見解をお伺いしたい。

それからもう一つ。国境措置で一番問題は、やはりプレス繭の問題なのではないか。これを何とかきちんとルールに乗せたものにならないと、せっかくの国境措置が危うくなる、こういうことでございますから、この二点について農水省の見解を伺っておきたいと思っております。

○高木(賢)政府委員 国境調整措置の一環といたしまして、輸入糸調整金を絹業者からいただいているわけでございます。これはやはり絹業者にとつては負担でありますので、なるべく低い方がいいというふうに当然おっしゃるわけでございいます。繭の供給源、糸の供給源が一国になるとかえって価格が上がり上げられるおそれもあるということで、日本の養蚕農家にも残してもらいたいというのが絹業者の立場でございます。

そういう点で御協力をいただいて輸入糸調整金の制度ができ上がっているわけでございしますが、ただ一点、その輸入糸調整金が事業団の人員費で多くをとられるのはいかがなものか、こういう御意見もございまして、養蚕農家にできるだけ行くようにしてください、こういう御注文は率直に言っていただいているところでございますが、基本的にはこの輸入糸調整金の仕組みそのものについては御理解を賜っておりまして、平穩裏に納入をしていただいている、こういう状況にあるわけでございます。

それから、もう一つのプレス繭対策でございますが、まさにこの辺に穴があきますと、いろいろ輸入調整といつても、それこそ穴のあいた措置になってしまふ、しり抜けになる、こういうことになりますので、やはりプレス繭の本来の定義にふさわしいそういった基準にしなければいけません。こういうことで、関税当局としばらくの間濃密に試験をしたりして話を詰めてまいりました。

その結果、五月一日に基準を改正いたしました。

で、これまで繭の重さが〇・六六グラム以下のものをくす繭ということで認めていたわけですが、それでは糸の引ける繭がその中に潜り込んでしまふということでございますので、〇・二八九グラムというところで、従来の四四％の重さのものを以下をくす繭ということに分類を直すということとを決定いたしました。かりそめにも糸が引けるような繭がくす繭という形で合法的に入ってくる、輸入されるということのないように措置をいたしたところであります。これは六月一日から適用されるということになっておりまして、これを厳正に運用してまいりたいと考えております。

○堀込委員 そういうことで、特にプレス繭については分類の見直しによって六月一日からきちんとされるということでありまして、ぜひその対応をいただきたいというふうに思います。

そこで、さつき実情を、国の仕事として養蚕業からの撤退に近い法律になるわけでありますが、今、行政改革がいろいろ議論されておられるわけですが、とりわけ歴史ある農林業、農水省あるいはその関連に対して、風当たりは相当厳しいわけでありまして、しかし、改革すべきは率直に改革しながら、守るべき日本の農林業はきちんと守っていくということが大切ではないかというふうには私は思っております。

そこで、この法改正によって、率直に言つて、本省を初め地方局、それから検査部門、それから各県には繭検定所がございまして四百人弱の皆さんが実務についておられる。それから、そのほか事業団の話も先ほど出ていましたが、こういうものについておおよそどういうふうな改革をしていくのかというのが一つであります。

にしていくなか、この二点について伺っておきたいと思っております。

○高木(賢)政府委員 まず、組織や機構の問題についてお答えを申し上げます。これは、生糸検査部門を持つて国政組織としては、生糸検査部門を持つておられるわけでございます。これは、養蚕業法の廃止に伴いまして今の強制検査を任意化するということになりまして、業務量の減少が見込まれます。これに見合った組織、定員の合理化を進めていく考えでございます。この際には、他部門への振りかえなどの措置で、雇用の安定に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

それから、事業団の組織は、平成八年度で三十人の人員がございまして、三年間で二十四人程度減らしまして、平成十二年度には六人程度にするというところでこれを進めてまいりたいと存じます。

それから、都府県の行政組織、これは繭検定所が実は一番人数が多くて、この人員費が五十億近くかかっているというのが養蚕関係のうちの行政経費の大宗を占めております。これは、強制検定の廃止後、任意化するというところでございまして、同時に、検定方法の合理化といえますか低コストなやり方をする、あるいは、今糸を引いて検定をしているわけですが、糸を引かないで検定する方法を開発するというところで、コストの低い検定方法に移行するということをあわせてやることによりまして、相当大幅な人員の減が可能になるというふうな思っております。

これは各県で取り組まれることでありますので、今ここで何人にするとかという計画は申し上げられないわけでございますが、それぞれの県におきまして、やはりこれも他部門への振りかえなど、雇用の安定に配慮しながら合理化が進められるというふうな考えております。

それから、補助事業として置いております養蚕産地育成推進員でございまして、これは平成十五年度までに段階的に合理化を推し進めまして、養蚕農家が推進員に依存しない体制づくりを進め、

一般営農指導体制への計画的な移行を図るという考えに立っております。

お話をいたしましたように、平成八年度で三百六十七名の推進員が設置されております。平成十五年度までのこの推進員の活動につきましては、国の予算措置による計画的な資金造成を通じて、引き続き農畜産業振興事業団から助成を行うことにいたしております。

これが組織、人員の関係でございます。これに對しまして、繭や生糸のブランド化の推進というところではどうかというお尋ねでございます。

繭の生産農家、製糸業者、織物業者、これらの方々が連携をいたしまして、品質が高い、特徴のある繭づくり、その繭を用いた絹製品の高付加価値化を促進することにいたしております。

そのために、川下ニーズに的確にこたえるための推進体制を整備する、それから、特に新しく始めますのは、新製品の試作だとかアンテナショップの設置など、マーケティングの充実を図るということでございます。

さらには、基盤たる良質繭づくりと低コスト化を図るための生産体制の整備、さらには、場合によっては、複合経営で農家の所得を確保していくという方につきましては複合経営の推進についての手助けをする、こういった総合的な内容でもって養蚕ブランド産地活性化対策事業というのを本年度からスタートさせておりまして、これらの取り組みにつきまして、一層加速化させるべく現在取り組んでいるところでございます。

○堀込委員 ちょっと提案されている法律から離れて恐縮でございます。

最近、行政改革、財政再建ということで、農林公共事業、ラウンド対策、あるいは国有林野の問題、連日報道機関をにぎわしているわけでありまして、そのことはまた議論させていただくことにしまして、一つだけ、今、養蚕の検定をなくすわけでありまして、ここの二日、米の検査、食糧検査

の民営化、そして食糧事務所の統廃合、これもいろいろ報道されているわけでありまして、報道を見る限り、従来の縮小方針ではなくて全部民営化してしまうのだというような報道がなされておりますが、その点だけ、もう時間がありませんので、一点だけ確認をさせていただいて、質問を終わります。

○高木勇政府委員 お答え申し上げます。

今、米の検査のお尋ねでございますが、米の検査それ自体は、米のように大量かつ広域に流通する、また、国民の主食でございますから、それ自体は、やはり公正中立な第三者によって検査が行われるということが必要かと思ひます。

ただ、検査の実施部門につきましては、政府の役割をさらに限定し得る分野ではないか、つまり、民間に移行し得る分野ではないかというふうな考えでございまして、そういう方向で今後検討してまいりたいということでございます。

それから、組織でございますが、これにつきましては、新しい食糧法の制定、施行を機会に、政府の役割の限定なり市場原理の活用といったことで国の関与を可能な限り限定いたしまして、それとあわせまして、平成七年度から、例えば食糧事務所にしましては、五年間で十一の事務所を統合するという計画で今進めております。

さらに、今後のことといたしましては、農政全体の動きを踏まえながら、また、米なり主要な食糧の生産、流通、消費の実態というものを十分見きわめながら、機能的、効率的な体制への再編整備ということを進めてまいりたいというふうに考えております。

○堀込委員 終わります。

○石橋委員 終わります。これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○石橋委員長 ただいま議題となつております本案中、まず、蘭系価格安定法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、藤田スミ君外一名から、

修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。春名眞章君。

蘭系価格安定法の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○審名委員 私は、日本共産党を代表して、蘭系価格安定法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

我が国の養蚕業は、特に近年になって急激な衰退の一途をたどっています。九三年二万七千戸の養蚕農家が、今では八千戸、三年前の三分の一以下に激減し、収繭量も一万一千トンからわずか三千トンに落ち込んでいます。

こうした事態に至った主な原因は、繭価の相次ぐ値下げによる農家所得の激減にあります。農家の手取りを確保するために、キロ当たり千五百十八円という取引指導繭価が設定されていますが、それでも、九六年産の上繭一キロ当たりの生産費三千五百三十円に対して、平均の繭取引価格はキロ当たり千六百七十二円で、半分にも達していません。これでは、現行法に示された目的、「繭及び生糸の価格について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における安定を図ることに

より、蚕糸業の経営の安定に資するとともに、生糸の需要の増進に寄与する」を果たすことはできません。

日本共産党は、我が国の養蚕業が直面している存亡をかけた危機的な状況から抜け出し、中山間地域における重要な基幹作物の一つとしての位置づけを明確にして、一層の振興を図る立場から、修正案を提出するものです。

その内容は、生産費を償い再生産を保障するため、繭の適正な生産費をもとに保証基準価格を設定し、繭の標準販売価格がこれを下回る場合には、生産者補給交付金として国の負担で生産費を補償するものであります。これを九六年の繭生産費及び平均繭価格、収繭量に当てはめれば、国の

負担として必要とする経費は、およそ五十六億一千三百万円です。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○石橋委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があれば発言を許します。農林水産大臣藤本孝雄君。

○藤本大臣 ただいまの修正案につきましては、政府としては反対であります。

○石橋委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スミ君。

○藤田(スミ)委員 私は、日本共産党を代表して、蘭系価格安定法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

我が国の蚕糸業は、低迷する生糸、繭価格と生糸の輸入増加、さらにはプレス繭の輸入等により、その経営は極度に悪化しています。養蚕業は、中山間地域における重要な基幹作物の一つであるにもかかわらず、養蚕農家はこの一年間に六千戸近くも激減するという、極めて危機的な状況にあります。今日の蚕糸業危機を打開するためには、生糸、絹製品の輸入を規制し、価格安定機能をさらに強化することです。

ところが、改正案では、本法の目的について、これまでの価格の安定という文言を削除し、新たに「輸入に係る調整等」に変え、事業団による国内産生糸の売買操作等による繭及び生糸の価格安定制度を廃止しようとしています。また、制度廃止後の農家手取り価格を保証する仕組みや法的裏づけは何ら明らかにされていません。これでは養蚕農家及び製糸業者の経営をさらに衰退させるものと言わなければなりません。さらに、規制緩和の議論の中で、財界等から農産物価格安定制度については廃止を含む見直しが求められています

が、こうした見直しには断固反対するものです。最近の繭生産費はキロ当たり三千五百円を上回っていますが、さきに決定された九七年産の基準繭価はキロ当たり五百円、取引指導繭価は千五百十八円です。これでは到底生産を続けることはできません。

日本共産党は、養蚕農家の経営を守り、生産費を償い再生産を保障するために、不足払い制度の導入など新たな価格支持制度を確立するよう強く要求し、反対の討論といたします。

以上です。(拍手)

○石橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○石橋委員長 これより採決に入ります。

蘭系価格安定法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、藤田スミ君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石橋委員長 起立少数。よって、藤田スミ君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石橋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

託販売に係る委託(当該委託を受けた者からの当該委託に係る蘭の蘭受託販売に係る委託及び当該委託につき順次にされる蘭受託販売に係る委託を含む。)を受けて当該法令で定める期間内に付いた蘭受託販売に係る蘭の数量(他の指定団体の委託を受けて行う蘭受託販売に係るものを除く。次条第一項において同じ。)に相当する数を乗じて得た額とする。

(生産者補給金の交付)

第七條 指定団体は、事業団から蘭受託販売に係る蘭についての生産者補給金交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給金交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定団体に前条の蘭受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る蘭の数量を基準として交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(蘭の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の例により、生産者補給金として、その者に前条の蘭受託販売に係る委託をした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者(蘭の生産者を除く。)についても同様とする。

(事業団に対する交付金)

第八條 政府は、予算の範囲内で、事業団に対し、農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」という。)第二十八條第一項第四号イの業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

第二章第二節の節名を削る改正規定を次のように改める。

第九條から第十二條の五まで及び第二章第二節の節名を削る。
第十二條の六の改正規定及び同条を第二條とする改正規定を次のように改める。
第十二條の六を第九條とする。
第十二條の七の改正規定及び同条を第三條とする改正規定中「第六條第一項」を「第十三條第一

項」に、「第三條」を「第十條」に改める。
第十二條の八を第四條とする改正規定中「第四條」を「第十一條」に改める。
第十二條の九の改正規定の前に次のように加える。

第三章の章名及び第十三條を削る。

第十二條の九の改正規定及び同条を第五條とし、第十二條の十を第六條とする改正規定中「第三條」を「第十條」に、「第五條」を「第十一條」に、「第六條」とするを「第十三條」とし、第十二條の十一を第十四條とし、第十二條の十二を第十五條とするに改める。

第十二條の十一第一項ただし書の改正規定及び同条を第七條とし、第十二條の十二を第八條とする改正規定を削る。

第十二條の十三の改正規定及び同条を第九條とする改正規定中「第七條第一項」を「第十四條第一項」に、「第九條」を「第十六條」に改める。
第十二條の十四の改正規定及び同条を第十條とし、同条の前に見出しを付し、第十二條の十五を第十一條とする改正規定中「第八條」を「第十五條」に、「第七條第一項」を「第十四條第一項」に、「第十條」を「第十七條」に、「第十一條」を「第十八條」に改める。

第十二條の十六の改正規定及び同条を第十二條とする改正規定中「第十二條の六から第十二條の八まで及び第十二條の十一」を「第二條、第十二條の六から第十二條の八まで及び第十二條の十一」に、「から第四條まで及び第七條」を「第九條から第十一條まで及び第十四條」に、「第十二條」を「第十九條」に改める。

第三章の章名及び第十三條を削る改正規定を削る。

第十二條の十七の改正規定及び同条を第十三條とする改正規定中「及びこの節」を「第二條及びこの節」に、「から前条まで」を「第九條から前条まで」に、「第十三條」を「第二十條」に改める。

第十四條の改正規定を次のように改める。

第十四條の見出しを「報告及び検査」に改め、同条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、蘭又は生糸の生産者又は販売業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。)に対し、農林水産省令で定めるところにより、必要な事項の報告を求めることができる。

第十四條第二項中「生糸の生産費」を「蘭の生産費その他必要な事項」に、「製糸業者の営業所、倉庫等」を「蘭の生産者又は販売業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。)の事務所その他の事業所」に改め、同条を第二十一條とする。

第十六條の改正規定及び同条を第十五條とする改正規定中「第十條第二項」を「第十七條第二項」に、「第十一條第一項」を「第十八條第一項」に、「第十五條」を「第二十二條」に改める。

第十七條の改正規定及び同条を第十六條とし、同条の前に見出しを付し、第十八條を第十七條とする改正規定中「第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者」を「第二十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」に、「第十六條」を「第二十三條」に、「第十七條」を「第二十四條」に改める。

第十九條を第十八條とする改正規定中「第十八條」を「第二十五條」に改める。

附則第一條の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第二條から第八條までの改正規定(第二條第四項に係る部分に限る。)及び次条の規定は、公布の日から施行する。

附則第七條のうち第七條の三第二項第四号の改正規定中「蘭糸価格安定法」を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」に、「第二條」を「第九條」に、「第十一條」を「第十八條」に改める。

附則第七條のうち別表第一第五〇〇二・〇〇号の二の改正規定中「蘭糸価格安定法」を削り、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二條」を「第九條」に、「第一條」を「第一八條」に改める。

附則第七條のうち別表第四第五〇〇二・〇〇号の二の改正規定中「蘭糸価格安定法」を削り、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二條」を「第九條」に、「第一條」を「第一八條」に改め、同条を附則第八條とし、附則第六條を附則第七條とする。

附則第五條中「附則第二條ただし書」を「附則第三條ただし書」に、「附則第五條」を「附則第六條」に改め、同条を附則第六條とする。

附則第四條中第二十八條第一項第四号の改正規定を次のように改める。

第二十八條第一項第四号を次のように改める。

四 蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三十号)の規定により次の業務を行うこと。
イ 蘭についての生産者補給金交付金の交付を行うこと。
ロ 生糸の輸入、蘭糸価格安定法第十條第一項に規定する輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに同法第十四條第一項に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売渡しを行うこと。

ハ ロの業務に伴う生糸の保管を行うこと。

附則第四條のうち第二十九條第一項第四号の改正規定中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第四号ロ」に改める。

附則第四條中第三十九條第三項及び第六項の改正規定を次のように改める。

第三十九條第三項中「第十二條の十一第一項」を「第十四條第一項」に、「第十二條の十三第一項」を「第十六條第一項」に改め、同条第六項中「第二十八條第二項第一号」を「第二

十八條第一項第四号イ及び同条第二項第一号」に、「第十二条の十一第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条の十三第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附則第四条中第四十五条第二項及び第四十六条第一項の改正規定を削り、同条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とする。

附則第二条の前の見出しを削り、同条中「生糸の輸入に係る調整等に関する法律(以下「新法」という。)(第二条」を「新法第九条」に、「第三条、第四条及び第六条」を「第十条、第十一条及び第十三条」に改め、同条を附則第三条とし、同条の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同条の前に次の一条を加える。

第二条 改正後の繭糸価格安定法(以下「新法」という。)(第三条の指定に関する手続及び保証基準価格等の決定に関する手続は、この法律の施行前においても行うことができる。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、平成十年度において約五十六億一千三百万円の見込みである。

平成九年六月五日印刷

平成九年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇